



四国税理士会報

第474号
2025.8.10

●発行所 / 四 国 税 理 士 会
高松市番町2-7-12
電話 087 (823) 2515(代)

●発行人 / 浜 崎 友 二
●編集人 / 石 井 晶 子
●ホームページ / <https://www.shikoku-zei.or.jp>



来島海峡大橋

撮影者 丸亀支部 秋山 千枝

主な記事

副会長退任のごあいさつ

副会長・専務理事・部長・所長・委員長が
就任の抱負を語る

租税教育推進部ニュース



あなたの暮らしのそばにいる

四国税理士会



ホームページのQRコードはこちら

目次

○ 7 月 の 会 務 . . . 3	
・ 令和7年度事業計画の具体的施策を協議	理事会・支部長会合同会議
○ 潮 流 . . . 5	
・ 税理士とAI	副会長 河内 泉
○ 日 税 連 会 議 出 席 報 告 . . . 13	
○ 分 掌 機 関 構 成 員 名 簿 . . . 14	
○ 副 会 長 退 任 の ご あ い さ つ . . . 16	前副会長 木村 晴夫 前副会長 杉田 晴記 前副会長 二川 博之
○ 副 会 長 ・ 専 務 理 事 ・ 部 長 ・ 所 長 ・ 委 員 長 が 就 任 の 抱 負 を 語 る . . . 19	
○ 租 税 教 育 推 進 部 ニ ュ ー ス . . . 31	
・ 高知県立山田特別支援学校田野分校 租税教室聴講	岡田 隆行（高松支部）
・ 高知県立日高特別支援学校高知みかづき分校での租税教室	高橋 秀和（松山支部）
○ 研 修 会 の ご 案 内 . . . 34	
○ TAINSインフォメーション . . . 35	情報化対策部
○ 税 の 広 場 . . . 36	
・ 防衛特別法人税が創設されました	
○ 支 部 ・ 県 連 役 員 一 覧 . . . 37	
○ 自 由 席 . . . 39	
・ 買物しました。～席あり空調なし～	古谷 隆男（高知支部）
・ 賞味期限	瀧川 聡司（徳島支部）
○ 会 員 異 動 . . . 41	
○ 編 集 後 記 . . . 42	広報委員 谷本 智

表紙写真説明

タイトル 来島海峡大橋

コメント しまなみ海道の大島と四国を結ぶ来島海峡大橋は^{きろうさん}亀老山展望公園から一望することができます。心晴れやかになれる瞬間を楽しんでいただける場所です。ぜひ、訪れてみてください。

撮影者 丸亀支部 秋山 千枝

◇ ◇ 7 月 の 会 務 ◇ ◇

日	会議・行事名	主な内容
2	第3回登録調査委員会	新規登録申請に係る登録適否調査等
	第3回広報部編集企画会議（ウェブ）	会報第473号（7月号）の編集・校正等
9	第4回正副会長会（ウェブ）	第4回常務理事会の提出議題等
10	ハラスメント研修（高松）	その発言、セーフ？アウト？ 今こそ学ぶ 「税理士業務に役立つハラスメントの基礎知識」 ～「四国税理士会ハラスメント防止規程」を素材にして～ 弁護士 山浦 美紀 氏
11	ハラスメント研修（徳島）	
16	第4回常務理事会	第2回理事会・第1回支部長会合同会議の提出議題等
	部長連絡会議	各部間の連絡調整等
17	登録調査委員会・登録調査員合同会議	税理士登録調査事務の要領等
	第2回理事会・第1回支部長会合同会議	分掌機関委員定数の一部変更案等
18	ハラスメント研修（松山）	その発言、セーフ？アウト？ 今こそ学ぶ 「税理士業務に役立つハラスメントの基礎知識」 ～「四国税理士会ハラスメント防止規程」を素材にして～ 弁護士 山浦 美紀 氏
29	第4回広報部編集企画会議（ウェブ）	
		会報第474号（8月号）の編集・校正等
30	ハラスメント研修（高知）	その発言、セーフ？アウト？ 今こそ学ぶ 「税理士業務に役立つハラスメントの基礎知識」 ～「四国税理士会ハラスメント防止規程」を素材にして～ 弁護士 山浦 美紀 氏

理事会・支部長会合同会議

7月17日開催

令和7年度事業計画の具体的施策を協議

定期総会終了後最初の理事会・支部長会合同会議が7月17日、税理士会館3階において開催された。

当会議では、各部の重点施策の具体的推進策の発表等が行われた。



理事会・支部長会合同会議で挨拶をする浜崎会長

【理事会議案・常務理事会代位決定承認事項】

1. 顧問及び相談役の委嘱

大西専務理事から、会則第26条に定める顧

問及び相談役に次の各氏を委嘱することを去る6月18日開催の常務理事会で代位決定したとの説明が行われた。

以後採決に移り、標記決定事項の承認を求めた結果、全会一致で承認した。

顧問	大前 香	筒井 伸司
	清田 明弘	
相談役	南 九壽彦	森 孝三
	森木 将雄	藤目 暢之
	菅 浩一郎	大塚 忠明
	矢野 平八	今井 恵一
	筒井 義文	清藤 智彦
	日下 雅史	大内 智隆
	橋本 孝志	木村 晴夫
	杉田 晴記	二川 博之

2. 分掌機関委員定数の一部変更案

大西専務理事から、公益業務支援部の新設に伴う委員定数の変更について、去る6月18日開催の常務理事会で代位決定したとの説明が行われた。

以後採決に移り、標記決定事項の承認を求めた結果、全会一致で承認した。

(協議事項)

1. 令和7年度事業計画の具体的施策の推進

各部長から、本年度の重点事業の具体的施策等が発表された。その主な内容は次のとおりである。

[総務部]

1. 各支部等との連携

- 各支部等との連絡を密にして、各支部等が実施する施策を支援する。また、連携を深めるため、福利厚生事業を実施する。支部長会にて各支部長より意見を求め対応する。

関係する各部、委員会との連携を図る。県別対抗ソフトボール大会を実施し会員間の交流により連携を深める。

- 会務の円滑な運営を図るため、日税連及び各部・各委員会との連携を高め、ウェブ会議、ペーパーレス会議等の効果的な活用を図る。

現在実施しているウェブ会議、ペーパーレス会議についての問題点を検証し対応する。

- 情報化対策部やデジタル化対策PTとも連携し、グループウェアの活用にあたり、活発な利用促進や利便性の向上等について検討を進めてゆく。

デジタル化PTとの連携により利用促進や運用利便性についての検討を行う。

- 会則、規則その他の諸規定の適宜な見直しに努める。また、本会ホームページ上でシステム化された会則・規則類集について、利用しやすいシステムとなるよう検討を進める。

会則については、日税連の情報に対応する。

引継ぎにて事務局服務規程及び育児休業細則、介護休業細則の見直し、ハラスメント防止に関する規程の見直しを受けているので対応する。

会則・規則類集のHP上へのアップの対応。

- 電磁的方法による会員への通知等の方法について、より一層の周知、広報等に努める。

会員の承諾を得るためには、支部及び県連の協力が必要である。定例会及び部会にて会員に周知していただくよう努める。

- 文書管理等のデジタル化に向け、本会、各支部等における事務負担を軽減するためデータバックアップシステムを導入し、より一層進める。

NASを活用するため、マニュアル作成と活用方法の取りまとめを行う。

- 税務当局や関係諸団体との連絡調整に努め、信頼関係を確立する。

局との定例懇談会・実務者会議、西日本ブロック会議、他会との意見交換会等円滑に行えるよう連絡調整を行う。

- 災害発生等緊急時における諸対策の確認、意識の醸成等に努める。

災害訓練（安否確認）の実施。

安否確認及び被害情報把握手段の検討。

- 女性会員及び若手会員の会務参加を促進すべく検討を行う。

会務参画推進懇談会の開催。

- ハラスメントの危機管理についての対策を図る。また、倫理研修の一環として研修部と連携し研修を実施する。

ハラスメント及び倫理の研修を実施する。

- 国際交流を促進し、関係情報の収集と活用を図る。

韓国光州地方税務士会との国際交流懇談会を開催する。

(令和7年10月16日～17日 松山市)

- 日本税理士企業年金基金、税理士職業賠償責任保険、一般社団法人ぜいたいきょう、日本税務研究センター及び日本税理士共済会の周知及び加入を促進する。定例会等にて周知加入を推進する。

[財務部]

- 適正な予算を編成し、執行状況を確認
予算が適正に執行されるようその管理に努めるとともに、毎月の会計帳簿（電子化保存の証憑書類を含む）の確認、適正な予算編成及び決算に努める。
- 経理等に関する情報交換及び経理事務の

合理化

経理事務、会費滞納の未然防止について各支部との連携を図るとともに、日税連や各税理士会において経理に関する情報交換努める。また、経理事務の更なる簡素化、合理化に努める。

- 滞納会費徴収整理細則に基づき対応
会費滞納者へ適切な対応を行う。
- 大規模災害発生時の緊急支出に備える特定資産の検討
大規模災害時における本会機能の回復と被災会員への支援に備える特定資産について、計画的な積立を行う。

[制度部]

- 税理士法に関する調査研究を行うとともに、会員への周知を図る。
・税理士法に関する判例、行政通達、制度改正案などの動向を定期的に調査す



税理士とAI

毎日AIという言葉を書かない日はありません。それくらい世の中にAIは急速に溶け込んできています。金融業や株取引、医療における画像診断や医療ロボットによる手術、バスやタクシーの自動運転や戦争におけるドローンによる攻撃、製造業におけるロボットの利用、法律分野や芸術分野の音楽・絵画・写真の自動作成など社会のいたるところでAIは活用されています。

AIとは、人間の知的作業を模倣・代替する技術、いわゆる「人工知能」だそうです。先日ある先輩税理士先生から、「税務調査の対象は、AIが決定することになるらしいよ。」と聞きました。税務行政の動向を考えると、十分想像ができると思いました。

税理士業界においてもAIは会計データの処理や税法の閲覧など業務の効率化、業務精度の向上等に活用することにより、関与先に対するサービス向上につなげることができ、税理士にとってAIとの関りは必須のものとなりつつあります。

税理士法によれば、税理士は納税者の信頼に応えることも使命であります。令和4年に税理士法2条の3も新設され、税理士は税理士業務のなお一層のデジタル化を通して納税義務者の利便性を向上させることも税理士の重要な業務となり、税務に関する専門家であることだけでは、納税者のニーズを満たすことができない社会になっていると思います。四国税理士会は平均年齢60歳の組織ではありますが、AIを使いこなすことは税理士として必要不可欠の条件になってくるのではとさえ思えます。

ChatGPTなどのAIに日常的に適切な指示を与え、効率的に成果を取得し、内容を適格に判断できる税理士になること、そのための能力を身に着けることが求められているのではと感じています。AIは過去の経験から間違いを犯しても謙虚に反省し、必ず次には学習してより良い回答を出してきますが、責任はとってくれないのでそのつもりで。

(副会長 河内 泉)

る。特に税理士資格（試験免除制度、受験資格、試験科目等）や税理士法人制度（解散規定、一人法人化、無限責任の見直し等）について研究する。

- ・制度改正や重要論点について、会員向けに解説資料・Q & Aの作成・配布を行う。
- ・会報等を通じた会員への周知を行う。
- ・他士業との制度比較調査を行い、税理士制度の特性や課題を分析する。

○会則及び諸規則の整備改善を図る。

本会及び各分掌機関からの要請等に基づき、諸規則等の制定、改廃に関する審査及び意見具申を的確に実施する。

- ・各部・委員会から上程された規程・細則の改正案について、日税連・四国税理士会との制度的整合性や税理士法との整合性を検討し、必要に応じて条文構成や表現の統一、解釈上の齟齬について指摘・調整する。
- ・改正案の妥当性について関係部署・委員会と協議調整を行い、審査結果を常務理事会等に報告する。
- ・支部規約の改正については、全体の統一性・効率性の観点から「標準支部規約に準拠」することへの周知を行う。

○組織機構及び運営制度の改善合理化

- ・委員会・部会・事務局等の役割と業務分担の再評価、重複や非効率の是正を行う。
- ・会則・規程等に基づく制度の簡素化・統合・電子化による運営効率の向上を図る。

[税務支援対策部]

○税務支援の趣旨・目的の周知徹底

税務支援事業は、税理士業務の無償独占を担保する重要な事業であり、税理士の社会貢献活動を通じて広く国民に税理士制度に対する理解を得るという意義も持つことを会員に認識させ、支援事業に対する理解と協力を求める。

○税務当局及び指定団体との協議

税務当局及び指定団体との協議会等を開催し、密接な意見交換による問題点、改善策等の検討を行い、協調関係を維持し、

相互理解の推進を図ることにより、支援事業の円滑な実施と環境改善に努める。

○独自事業の定着

高松、松山、徳島、高知、丸亀及び新居浜支部で実施している「税金相談センター」については、様々な対応を十分に講じた上で、面談及び電話による相談の定着を図る。また、e-Tax やスマホによる申告が年々増加し、将来、国税局からの受託事業が縮小することも想定されることから、各支部の実情に配慮しつつ、納税者利便に資する独自事業のあり方について検討する。

○特定個人情報の厳正な管理

受託事業である確定申告期における無料相談、または、協議派遣事業である商工会等や青色申告会、農業協同組合などの指定団体で行う確定申告指導等において、代理送信を行う際に、特定個人情報の管理については、厳正な取り扱いを行うよう、従事する会員に周知徹底を図り、適切に対応する。

○今後の税務支援の在り方についての検討

会員の高齢化や減少、遠隔地の支援など、将来的には支援事業の実施が困難な事態も想定されることから、税務支援のICT化に向けた試行及び会員の少ない支部の支援策、独自事業の見直し等、今後の税務支援の在り方について検討を進める。

○税務支援対象者以外の納税者への対応

税務支援対象者以外の納税者に対し、税理士等の関与に移行できるよう施策を推進する。

○事業を取巻く環境の整備

従事会員の報酬の増額や従事日数の減少など、従事する会員に過度の負担が生じることのないよう、各支部、会員の意見要望を聞きながら、従事しやすい事業環境の整備に努める。

[調査研究部]

○税務行政及び租税制度に関する所要の建議及び要望案（以下、「税制改正建議」という）を策定する。

税理士は納税者に最も身近な市井の法律家であり、職業会計人です。身近に接す

る税実務の中で思う疑問、権利意識、改善要望を税制改正建議にぶつけていたきたいです。「権利の上に眠るものは保護に値せず」という法格言があります。何も言わなければ何も変わりません。税制改正建議は税理士法第49条の11に定められた職業専門家団体として税理士会に認められた権利であり、これを行行使することにより、税務行政の改善進歩、ひいては申告納税制度の発展に寄与するものと思います。何も言わなければ税務行政との協力関係は進歩発展するものではありません。会員の皆様には進んで権利の主張をして頂き、その意見を参考とし、税制改正に関する意見書として税務当局へ建議したいと思います。会員意見用紙は9月号会報誌とともに封入し意見募集いたします。郵送、メール、FAXのいずれかの方法で提出できます。

また、各県の調査研究部員の研究の成果、日税連の建議書、他会、当会の意見書の過去将来にわたる比較検討、四国税理士会税務研究所との連携による成果も意見書に盛り込むこととしたいです。内容及びその結果は、会報誌等を通じて周知します。

(建議権)

税理士法第49条の11

税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。

税理士法第49条の15

・ ・ (略) ・ ・ 第49条の11の規定は、日本税理士会連合会について準用する。

そして、全国単位会の意見書を取り纏めた日税連建議書が財務大臣をはじめとする関係官庁へ提出され、国会議員に対しては日本税理士政治連盟等により日税連建議書を基にした税制改正に関する要望が「税制に対する基本的な視点」に立った税制の実現のため陳情・請願されます。日税連建議書、日税政要望書はそれぞれ

日税連、日税政会報誌などにより周知されます。

- 税務調査に関するアンケートを実施する。
税務調査のアンケートについても、税制改正建議と同様に会員の声は非常に重要です。会員一人一人が税理士業務処理簿の税務調査に関する項目を1年間まとめて、アンケートに答えて頂きたい。回答率が40%を推移しています。本年度は会報の封筒の表書きに回答の注意喚起を書くようにしました。また、用紙を冊子型に変えました。QRコードを掲載しネットでも回答をできる様にしています。期日は令和7年8月29日です。

内容及びその結果は、会報誌等を通じて周知します。また高松国税局との定例懇談会等で発表し、税務調査の改善等を当局に要望いたします。

<過去の回収率>

平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
34.4%	44.5%	42.5%	43.2%	42.1%	43.3%

令和 5年度	令和 6年度
41.1%	40.8%

- 香川大学大学院法学研究科での講座
香川大学と香川大学会計人会との連絡調整を行い取り組みます。講義内容については、香川大学青木教授の助言を得ながら計画します。
将来の税理士を育て、実務と学術の架け橋になるよう努めます。
- 税務研究所と連携し、税理士業務に関連する会計制度、商事法令等についての調査研究を進める。
税理士業務に関連する憲法論、民商法、会計や近時台頭しているデジタルシームレスなど四国税理士会税務研究所と連携をとりながら調査研究を行います。
7年に一度の四国税理士会の第54回公開研究討論会の順番が近づきつつあります。

令和7年10月に横浜で開催される第51回公開研を視察し、税務研究所と連携して、その準備に取り掛かります。

[研修部]

- 全会員の受講義務の順守に向けて、税理士法及び会則（研修に関する部分）並びに研修諸規則を会員に周知し、研修受講義務の徹底を図る。

令和6年度の研修受講義務の達成率は目標の85%を達成し、速報値で85.1%でした。前年度の81.6%から3.5%伸ばし、2年連続で全国3位レベルまでになった。そして、100%を達成した支部が土庄支部と安芸支部です。宇和島支部が残り1名の免除申請の提出があり新たな100%支部の予定です。

今年度の目標は達成率全国一位を会員皆で目指し、新たな100%達成支部の誕生を目指す。具体的な数値目標は達成率86%を目標とする。

具体的施策は、日税連から発布された研修受講の徹底についての示達に従い、各支部に支部及び支部会員の研修受講状況を知らせ、例会や電話等による受講勧奨など各支部の研修受講の向上の施策に合うよう情報提供をする。新たに、受講期日一週間前に県連レベルで受講勧奨ができるよう情報提供をする。これにより、会員自身の自発的な研修会則コンプライアンスの意識を高める。

研修受講のお願いについて、前年同様、発行することとし、事前通知の重視し、受講期限が3月31日であること、36時間の受講義務が会則及び規則に定められていること、これに違反することは、会則及び税理士法の会則順守義務に違反すること、未達成者は税理士検索情報サイトに掲載されることを受講期限前に周知徹底し、会員が研修受講義務を達成するよう誘導する。また、2年連続0時間会員に対して個別に受講勧奨を行う。

SHIRASAGIに研修諸規則Q & Aや研修受講に係る各種申請書を格納し会員が閲覧できるようにしている。

- 全国統一研修会をはじめとする各種の研

修会を企画実施する。

現地の研修部員の意見を直接聞き、なおかつ各県の研修部員の意見を聞き研修事業計画を作成する。全国統一研修会は日税連の研修のスリム化の方針より令和7年分から四国会は2.5時間8コマから4コマに縮減になります。

- 研修受講管理システムを利用した研修の充実を通じ、受講機会の拡大を図るとともに、その周知に努める。

研修受講管理システムは会場型研修を受講することができなかった会員に対して、オンデマンド研修を提供することができる。また、研修会場から遠方の会員にもオンデマンド研修を提供できる。四国会、日税連そして日税連関連団体と豊富な研修が収録されている。しかし未だに研修受講管理システムに登録していない会員がいるので、会報や説明書を通じて研修受講管理システムの操作を教える。また研修会場での研修部員への操作相談、事務局への電話相談、電話勧奨時での電話相談など相談体制を整える。なお、研修受講管理システムの説明書はSHIRASAGIに格納し会員が閲覧できるようにしている。研修受講管理システムを2年連続0時間会員について説明書を送付し、個別に受講勧奨を行う。

- 支部県連の研修会及び会員事務所職員の研修会を支援する。

会員事務所職員は税理士をサポートする根幹であり、その研修は税理士事務所職員の資質の向上に有効であるからその研修会を支援する。

県連、支部といった支部等主催研修についても支援する。

- 各部・委員会と連携し、研修の実施に協力する。

今年は総務部で令和7年7月10日・11日・18日・30日にハラスメント研修会が四国四県で開催される。各部、委員会が企画する研修会について研修受講管理システムなどを通して発信するようにし、連携して研修の実施に協力する。

[業務対策部]

- 税理士の職域の確保、拡充を図るとともに、会員の業務改善に関する諸施策を推進する。
各県において社会保険労務士会との協議の開催を検討する。
- 電子帳簿保存法及び消費税におけるインボイス制度について会員の業務に必要な情限を提供する。
電子帳簿保存法及びインボイス制度について、国税庁から情報が提供され次第、会員へ会報等を通じて周知する。
- 税理士業務処理簿の作成義務の周知徹底を図るための施策を講ずる。
税理士業務処理簿について会員へ会報等を通じて周知する。
- 書面添付制度の普及・定着を一層進めるための施策を講ずる。
「高松国税局と四国税理士会の書面添付に関する協議会」の開催を検討する。
- 会員相談室の充実を図る。
会員相談室の運営状況を踏まえ、運営指針の作成について検討する。
- 社会保障・税番号制度に伴う税理士の実務の環境整備に係る施策等を検討する。
マイナンバーについて取扱いを確認し、日税連HPの会員専用ページにある「税理士のためのマイナンバー対応ガイドブック」について様式などの利用促進と周知を行う。
- 「税理士業務のデジタル化 取組事例50」の周知をホームページや会報を通じて図る。
日税連で作成した「税理士業務のデジタル化取組事例50」について周知する。

[綱紀監察部]

- 税理士の倫理の高揚と品位の保持
職業倫理の重要性を認識し、常に税理士としての良識を保持し、ひいては税理士の社会的地位の向上に努める。
- 税理士法違反行為の未然防止
「綱紀のしおり」（令和6年7月改訂）及び「事務所職員の心得」（平成28年7月改訂）等を有効に活用し、税理士の社会的使命と職責の重要性を再認識するとともに、

事務所の内部規律等の指針に基づく使用人等に対する監督義務が適正に履行されるよう税理士法違反行為の未然防止に努める。

特に名義貸し行為は、税理士自身の不正行為である一方、にせ税理士行為を幫助することにもつながる税理士制度の根幹に関わる重大な問題であり、国税当局との情報交換等を行い、会員に対する名義貸し行為の未然防止に努める。

○国税当局との連携

綱紀保持に係る国税当局との協議会及び会員向け研修会の開催を積極的に実施する。

また、当会においても令和7年度上期において懲戒処分等が発生している状況を鑑み、これまで以上に綱紀監察部及び国税当局との協議会を通じて情報交換を密にし、事案発生に際しては厳正かつ迅速に処理するとともに、会員が処分を受けることのないよう未然防止に努める。
(参考：税理士・税理士法人に対する懲戒処分等件数)

(単位:件)

会計年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度 上期
合計処分 件数	22	(1) 21	(1) 13	38	64	(2) 21
禁止・解 散	4	(1) 5	4	5	10	(2) 6
停止	18	16	(1) 9	33	52	15
警告	0	0	0	0	2	0

(注) 各年度の全国の処分件数であり、() 書きは本会の会員に対する処分件数を示す。

[広報部]

- 税理士会報の充実を図り、会務等の伝達を適時・的確に行う。
(1) 対内広報として「会務及び各種行事」の適時・的確な伝達を行う。
(2) 各部・委員会の活動について、積極的な掲載に努める。
(3) 「支部だより」「県連だより」については、積極的な掲載に努める。
- ホームページの充実を図る。

対内及び対外広報について、ホームページの速報性を活かした情報発信を行う。

○税理士制度の理解と信頼を深めるため、「税を考える週間」「税理士記念日」「確定申告期」等の各機会をとらえ、日税連とも連携を図り、各種メディアを活用した効果的な対外広報を実施する。

○日税連が行う「税理士による租税講座」並びに「職業説明会」を支援するとともに、開催に向けた準備を進める。

(1) 「税理士による租税講座」につぎまして令和7年度開催する四国大学に向けた準備を進める。

(2) 次代の税理士業界を担う若者を増やす一助とするため、学生等を対象とする「職業説明会」を高知県で実施する。

[租税教育推進部]

○社会貢献活動としての租税教育等の普及・推進・充実を図る。

(1) アクティブ・ラーニングや、ICT化への対応のため、講師担当者と租税教室の開催方法、教材等の情報収集と共有を図る。

(2) 租税教室の高校生以上への移行として、国税当局と連携して対象校の選定を図る。

(3) 特別支援学校での租税教室の開催として、国税当局と連携して新規開催、講師養成（研修等）を図る。

(4) 講師新規登録者の養成、支部間応援を検討する。

○日税連が行う教員養成大学寄附講座を支援する。

愛媛大学、高知大学での寄附講座を実施する。

各大学、各県講師担当者との連携、情報共有を図る。

○日税連が行う新たな寄附講座（教員養成大学寄附講座と税理士租税講座の統合）を支援する。

実施大学選定の準備をする。

[情報化対策部]

○電子申告・納税制度について税理士実務の視点からの改善要望を会員から集約し、日税連その他関連機関に大会としての意

見を提出するとともに、業務に必要なICTに関する情報を収集し、会員に対して提供する。

「税理士業務・会務のICTに関するアンケート」について内容を検討し実施する。アンケート結果については、会員からの改善要望として四国会の意見として、日税連へ提出するとともに会報紙に掲載する。

○税理士法等の改正を踏まえ、会務を円滑に遂行するための情報基盤の整備を実施する。

(1) ICT化の推進を通じた納税義務者の利便性向上を図るため、他の分掌機関と連携し税理士の業務のデジタル化に関する施策を推進する。

会員へデジタル相談室について会報等と通じて周知を行う。

(2) 会員への情報伝達の迅速化、グループウェアを活用した会務の効率化等、会務運営のデジタル化に関する施策を推進する。

グループウェアSHIRASAGIについては、ゼロベースで検討を行う。

○税理士用電子証明書に関して、第六世代電子証明書への円滑な移行を図るとともに会員への情報提供を行う。

8月14日から発送が開始される税理士認証カードについて会報及び四国税理士会ホームページを通じて周知する。

○日税連税法データベースとの連携を図り、税理士情報ネットワークシステムについて会員への情報提供を行う。

会報を通じて、税理士情報ネットワークシステム（TAINS）の情報を提供する。

[公益業務支援部]

○地方公共団体の監査制度に関する事項

(1) 四国4県及び高松市・松山市・徳島市・高知市等を訪問し、外部監査人・監査委員への税理士の登用要請を行う。あわせて、要請活動の方法の見直しを行う。

(2) 日税連で開催する地方公共団体監査制度実務研修の周知を行う。

(3) 実務経験者等による座談会・意見交

換会を実施し、会員の監査制度への理解促進を図る。

○政治資金監査制度に関する事項

- (1) 政治資金監査人への就任については、毎年、総務省政治資金適正化委員会から日税連に研修開催日程、場所等の情報提供があるので、会報及びホームページ等で案内する。
- (2) 総務省政治資金適正化委員会によるフォローアップ研修等を実施する。
- (3) 政治資金監査制度に係る政治資金規正法の改正動向について注視し、日税連等と連携し情報収集に努め、改正項目について適時に会員へ周知する。
- (4) 実務経験者等による座談会・意見交換会を実施し、政治資金監査の実務等への理解促進を図る。

○相続、遺言、信託、任意後見その他これらに類する制度に関する事項

- (1) 相続、遺言、信託、任意後見その他これらに関する行政・司法機関及び各種団体との連携を行う。
- (2) 相続、遺言、信託、任意後見等に関する税理士の業務について税理士会員を支援する施策を講じる。研修を企画、運営する。国民への広報活動を企画・実施する。

○成年後見制度に関する法律および第二期成年後見制度利用促進基本計画

- (1) 税理士会の管轄地域における主要都市を中心に市区町村を訪問し、協議会等ネットワークへの参加要請を行う。
- (2) 成年後見制度を中心とした権利擁護支援及び信託制度に関する研修を実施する。

○成年後見制度に関する税理士会の役割や取組の周知

- (1) 無料相談会を実施(他士業と連携)し、相続、遺言、信託、任意後見等に関する税理士の業務をPRする。
- (2) 引き続き家庭裁判所に成年後見人等推薦者名簿を提出する。

[中小企業対策部]

○税理士全般に周知すべき中小企業支援情報

四国経済産業局や日税連の中小企業対策部から出された中小企業支援情報を会員に四国会ホームページを通じて広く周知する。

○創業支援セミナーの開催

日本政策金融公庫創業支援センターとの連携を図り、四国4県で創業支援セミナーの開催をする。

○金融懇話会の開催

各県連、各支部での、金融機関等との懇話会の開催を促すとともに、開催の支援を行う。勉強会的な定期的な開催等も検討し、行員が参加したい懇話会を目指したい。

○関係官庁との連携

部会開催に合わせて四国経済産業局中小企業担当からの情報提供、意見交換等を実施するとともに、中小企業向けの各種施策について会員への周知、広報活動を実施する。

また税理士会員に対し経営革新等支援機関の認定をうけるよう促す。

○事業承継に関する取組

今秋にリニューアルされる日税連版事業承継サイト「担い手探しナビ」について対内的、対外的に周知・広報活動を行う。特例承継計画の提出期限が令和8年3月と期限が迫ってきているため、金融機関等の支援機関と連携して周知を行う。また贈与・相続の実行期限が令和9年12月となっているため、併せて注意喚起していきたい。

○中小会計指針・中小会計要領等

会員に対し日税連の「中小企業の会計に関する指針」及び「中小企業の会計に関する基本要領」に係るリーフレット等を活用して周知を図る。

○会計参与制度

会員に対し日税連のリーフレット「経営にちからを【会計参与の活用】」を活用して周知を図る。

(報告事項)

1. 会長の職務を代理又は代行する場合の副会長の順序

浜崎会長から、会務執行規則第6条第3項に定める会長の職務を代理又は代行する場合の副会長の順序については、第一位に河内副会長を、第二位に金子副会長を、第三位に岩佐副会長を、第四位に河上副会長を指定したとの報告が行われた。

2. 分掌機関委員の委嘱

井上専務理事から、役員改選に伴う各部・委員会の委員を委嘱することになっているとの報告が行われた。

(部・委員会構成員名簿はP.14、P.15に掲載)

3. 日税連役員及び分掌機関委員の推薦

井上専務理事から、日税連の理事候補者に河内・金子・岩佐の各副会長、監事候補者に河上副会長をそれぞれ推薦した。分掌機関の委員候補者については、日税連の推薦依頼がなされていないが、従来どおりの割当てが当会にあったものとして、専務理事・各部長・委員長・担当部副部長を推薦したいとの説明が行われた。

4. 第六世代税理士用電子証明書の取得手続

佐々木専務理事から、第六世代税理士用電子証明書の取得手続について、発送スケジュール

ルや四国会での周知方法等について説明が行われた。

5. 令和7年度会議開催計画

井上専務理事から、令和7年度会議開催計画について説明が行われた。

6. その他

(1) 支部の報告義務

井上専務理事から、会則第65条に定める支部の報告義務について説明が行われた。また、その他定期的に報告を依頼している事項についても、併せて説明が行われた。

(2) 日本税理士会連合会第69回定期総会のライブ配信

大西専務理事から、7月24日に開催される日本税理士会連合会第69回定期総会のライブ配信について行われた。



お知らせ

税務署に設置している税理士掲示板の廃止について

税務署に設置している管内における税理士会会員名簿掲示（以下、「税理士掲示板」という。）については、税理士法第52条違反防止及び無資格者排除等を目的として設置されているものであり、税理士制度の適正な運営確保の観点から、国税当局及び税理士会が一体となって行う施策として運営されております。

この度、日本税理士会連合会では、税理士会各支部等からの要望を踏まえて国税庁と協議した結果、税理士掲示板における税理士会会員情報の掲載取止め（税理士掲示板の廃止）の方針を決定しましたので報告いたします。なお、今後の対応については下記を参考にしてください。

記

1. 今回の方針決定により、新規の名札については今後作成しないこととなりました。
2. 既存会員の名札の取外し時期の目安については、国税庁と調整のうえ、今後通知いたします。
3. 税理士掲示板の撤去に係る具体的方針については、引き続き国税庁と協議のうえ、後日報告いたします。
4. 最新の情報は「税理士情報検索サイト (<https://www.zeirishikensaku.jp/>)」にてご確認することができます。

◇ ◇ 日税連 会議出席報告（6・7月） ◇ ◇

開催日	会議又は行事名	主な内容	出席者
6月3日(火)	第2回デジタル・システム委員会	電子申告等	佐々木(前)情報化対策部長
4日(水)	第3回正副会長会	部・委員会等の具申等	浜崎会長
5日(木)	第1回常務理事会	議決事項等	浜崎会長、木村 杉田(前)副会長
6日(金)	第1回研修部会	全国統一研修会	市川(前)研修部長
9日(月)	第1回業務対策部会	書面添付制度等	西岡(前)業務対策部長
10日(火)	第1回綱紀監察部会	会費滞納者への対応等	北山(前)綱紀監察部長
13日(金)	第3回登録調査部会	登録申請書の調査等	白井(前)登録調査委員長
	第1回中小企業対策部会	令和7年度事務引継事項等	藤井(前)中小企業対策部長
15日(日)	第1回税務支援対策部会	令和7年度税務支援に係る国税庁への要望事項等	西本(前)税務支援対策部長
24日(火)	第4回正副会長会	部・委員会等の具申等	浜崎会長
	第3回登録審査会	新規登録申請者の登録審査	
25日(水)	第1回理事会	報告事項等	浜崎会長 木村・杉田(前)副会長 金子副会長
	第3回事業本部会	「税理」企画等の監修等	浜崎会長
27日(金)	第2回広報部常任委員会(ウェブ)	令和7年度対外広報等	秋山(前)広報部長
7月1日(火)	第1回監事会	令和6年度の会計及び業務の監査等	二川(前)副会長
2日(水)			
4日(金)	第1回公益活動対策部会	事務引継事項等	徳井(前)公益活動対策部長
	第1回国際税務情報研究会専門委員会	会長諮問への対応等	松岡理事
8日(火)	第2回総務部会	税理士職業賠償責任保険の加入促進の方策等	石井(前)総務部長
11日(金)	第1回日税連成年後見支援センター会議	税理士法人による任意後見契約関連業務等	井上(前)センター長
15日(火)	第1回租税教育推進部会	大学寄附講座等	橋本租税教育推進部長
16日(水)	第4回登録調査部会	登録申請書の調査等	白井(前)登録調査委員長
22日(火)	第2回広報部会	対外広報等	秋山(前)広報部長
23日(水)	第5回正副会長会	部・委員会等の具申等	浜崎会長
	第4回登録審査会	登録申請者の登録審査	
24日(木)	第69回定期総会	第69回定期総会議案	浜崎会長 木村・杉田・二川(前)副会長 金子副会長他
28日(月)	第4回事業本部会(ウェブ)	「税理」企画案の監修等	浜崎会長

四国税理士会 分掌機関構成員

会 長	浜崎 友二 (松山)			
副 会 長	河内 泉 (松山)	金子 長彦 (高知)	岩佐 誠志 (徳島)	河上 幸市 (高松)
専 務 理 事	大西 央哲 (高松)	井上 英俊 (松山)	佐々木敏雄 (高知)	
部・委員会・研究所	部長・委員長・所長	副部長・副委員長・副所長		
総 務 部 (定数6)	重松 修 (松山)	岸上 善宣 (丸亀)	寺竹 委三 (高松)	栗本 新也 (徳島)
財 務 部 (定数6)	宮川 誠二 (高松)	秋山 嘉之 (坂出)	寺竹 委三 (高松)	福山 優 (徳島)
制 度 部 (定数6)	藤本 康城 (松山)	石川 敏則 (伊予三島)	森川 泉 (高松)	吉積 祐介 (阿南)
税務支援対策部 (定数6)	多田 建司 (高松)	西本 守 (松山)	石原 浩範 (高松)	逢坂 剛 (徳島)
調査研究部 (定数6)	市川 哲司 (高知)	上枝 洋介 (高松)	白川 尊大 (高松)	田村 拓也 (鳴門)
研 修 部 (定数6)	大石 真紀 (徳島)	浮穴 和子 (新居浜)	大隅 直人 (高松)	榎本 久実 (徳島)
業務対策部 (定数6)	藤井 修 (徳島)	植田 勝 (高松)	佐藤 克哉 (高松)	福原 克欣 (徳島)
網紀監察部 (定数6)	尾上 幸男 (高松)	今井 厚志 (伊予西条)	池見 融 (高松)	新宮 肇 (鳴門)
県委員会	県	県委員長		
	香 川	池見 融 (高松)	住田 稔 (高松)	茅原 哲生 (丸亀)
	愛 媛	三間屋 博 (松山)	阿部 稔 (松山)	和田 信行 (今治)
	徳 島	新宮 肇 (鳴門)	檜谷 一俊 (徳島)	森 博則 (川島)
	高 知	種田 安秀 (中村)	高芝 貴彦 (高知)	市川 哲司 (高知)
広 報 部 (定数6)	石井 晶子 (高松)	谷本 智 (鳴門)	川東 好 (高松)	鍛 昌志 (徳島)
租税教育推進部 (定数6)	橋本 峰人 (高知)	喜多 直樹 (脇町)	岡田 隆行 (高松)	瀧川 聡司 (徳島)
情報化対策部 (定数6)	西岡 稔晴 (川島)	小島 泰三 (宇和島)	松本 浩典 (高松)	四宮 政史 (阿南)
公益業務支援部 (定数10)	森 英裕 (今治)	角崎 繁則 (観音寺)	長山 泰久 (高松)	鞍懸 亮 (松山)
中小企業対策部 (定数6)	新延 誠 (松山)	森本 倫光 (高知)	明神 美来 (高知)	倉本 幸芳 (高松)
税務研究所 (定数34を上限)	酒井 啓司 (松山)	高橋真貴子 (丸亀) 井上 直輝 (松山) 孝志 洋平 (徳島) 池内 政仁 (高知)	(研究部門)	
			(審議部門)	
登録調査委員会 (定数5)	西村 正史 (高松)		多田 建司 (高松)	
			尾上 幸男 (高松)	
			元木 貴士 (高松)	
			藤岡 健太 (高松)	
			長谷川広美 (松山)	
紛議調停委員会 (定数13)	遠藤 正幸 (坂出)		河上 幸市 (高松)	
			西岡 裕人 (高松)	
			久川 博史 (土庄)	
			大平 正樹 (伊予三島)	
			森 博則 (川島)	
紛議調停委員会 (定数13)	遠藤 正幸 (坂出)		高芝 貴彦 (高知)	
			住田 稔 (高松)	
			三間屋 博 (松山)	
紛議調停委員会 (定数13)	遠藤 正幸 (坂出)		二木 順一 (徳島)	
			矢野 平八 (高知)	

監 事	徳永 豊 (丸亀)	森内 昭男 (徳島)
	加藤陽次郎 (八幡浜)	西本 和男 (高知)

委 員・研 究 員	担当副会長	担当専務理事
森 孝軌 (松山)	河内 泉 (松山)	大西 央哲 (高松)
池内 政仁 (高知)		
渡部 賢治 (新居浜)	岩佐 誠志 (徳島)	大西 央哲 (高松)
坂田 和子 (高知)		
二宮 務 (大洲)	河上 幸市 (高松)	大西 央哲 (高松)
森本 倫光 (高知)		
武田 涼子 (松山)	河上 幸市 (高松)	佐々木敏雄 (高知)
濱 孝幸 (高知)		
毛利 修平 (松山)	岩佐 誠志 (徳島)	佐々木敏雄 (高知)
津野 久美 (高知)		
北岡 俊司 (今治)	岩佐 誠志 (徳島)	井上 英俊 (松山)
山崎 公亮 (高知)		
和田 誉 (八幡浜)	金子 長彦 (高知)	井上 英俊 (松山)
濱本健太郎 (高知)		
三間屋 博 (松山)	河内 泉 (松山)	大西 央哲 (高松)
種田 安秀 (中村)		

県 委 員					
三谷 茂寿 (坂出)	筒井 忠行 (坂出)	池本 隆一 (土庄)			
譽田 幸弘 (新居浜)	野口 英夫 (伊予三島)	矢野 啓文 (大洲)	門田 優 (八幡浜)	藤井 博史 (宇和島)	
井奥 清次 (鳴門)	郷司 茂 (脇町)	藤本 誠司 (池田)			
弘田 直平 (中村)	三木 幸司 (南国)	秋山 昌人 (安芸)			

松井 志郎 (松山)	河内 泉 (松山)	大西 央哲 (高松)
白石 佐知 (高知)		
加地 将嘉 (伊予三島)	河上 幸市 (高松)	佐々木敏雄 (高知)
岡本 友彦 (高知)		
二宮 裕臣 (宇和島)	金子 長彦 (高知)	佐々木敏雄 (高知)
甲藤 晶 (高知)		
岩脇 浩美 (丸亀)	河内 泉 (松山)	井上 英俊 (松山)
藤井 太資 (徳島)		
宮崎 敏彦 (高知)	河内 泉 (松山)	井上 英俊 (松山)
高井 真一 (伊予西条)		
結城 靖 (高知)	金子 長彦 (高知)	井上 英俊 (松山)
徳田 博紀 (大洲)		
田坂 有祐 (今治)	岩佐 誠志 (徳島)	佐々木敏雄 (高知)
一楽 暁彦 (徳島)		
遠山 伴恵 (徳島)	岩佐 誠志 (徳島)	佐々木敏雄 (高知)
佐々木梨絵 (徳島)		
瀧川 聡司 (徳島)	岩佐 誠志 (徳島)	佐々木敏雄 (高知)
清家 正男 (松山)		
長岡 義典 (徳島)	岩佐 誠志 (徳島)	佐々木敏雄 (高知)

委 員		
河内 泉 (松山)	岩佐 誠志 (徳島)	金子 長彦 (高知)

登録調査員					
渡邊 洋一 (丸亀)	石原 剛 (観音寺)	井上 緑 (坂出)	岡本 正雄 (長尾)		
烏谷 紀興 (松山)	相原 正樹 (今治)	宮竹 和之 (伊予西条)	伊東 省司 (新居浜)		
菊池 敏則 (大洲)	高鍋 勝彦 (八幡浜)	中山 真司 (宇和島)	樫谷 一俊 (徳島)		
桑田 政信 (阿南)	井奥 清次 (鳴門)	郷司 茂 (脇町)	藤本 誠司 (池田)		
弘田 直平 (中村)	三木 幸司 (南国)	秋山 昌人 (安芸)			
角崎 繁則 (観音寺)	松井 政行 (丸亀)				
秋川 史朗 (伊予西条)	米澤 剛 (八幡浜)				
吉成 徳雄 (徳島)	吉岡 伸二 (鳴門)				
清藤 智彦 (高知)	坂本 伸廣 (高知)				

副会長退任のごあいさつ

前副会長 木村 晴夫



去る6月18日JRホテルクレメント高松で開催の第69回四国税理士会定期総会で四国税理士会副会長を退任させていただきました。

令和3年6月から2期4年間の在任中、会務を順調に実行することができ大過なく職責を全うできたのも浜崎会長はじめ役員並びに会員各位そして事務局職員の方々のご理解、ご支援のおかげと深く感謝申し上げます。

就任以降の4年間を私なりに振り返りますと、就任時、コロナ感染の猛威は収まることを知らず、緊急事態制限のなか不要不急の外出禁止で開催を一年延期し、松山での集合発表の予定が各県ごとでの発表に変更なるなどの制約を受けながら、デジタル等を活用し、ホスト会として立派に成し遂げた「公開討論会」。

次に、徳島市で開催した「第66回定期総会」、3年ぶりに出席人員制限を解除し、懇親会アトラクションの阿波踊りを目の当たりにした来賓や会員の明るい笑顔が今も目に浮かびます。

これも3年ぶりに再開した「県別ソフトボール大会」、池田高校野球部監督であった蔦監督を記念し全国の中学生対象の「蔦文也野球大会」が開かれる池田球場で開催しました。ソフトボール仕様としたグラウンドは選手に好評で、結果は徳島県が優勝、その翌年は高知県、昨年は香川県が、それぞれ栄光に浴しております。高知県で開催される今年の結果は、私としてはT県と言いたいところですが、永らく優勝から遠ざかっており、コロナ後の各大会で、まず一勝を合言葉に練習に励み、4年越しの勝利を目指しているE県に期待しています。

高松サポートで開催した「税理士の業務のデジタルフォーラム2024 in高松」は、高松国税局長はじめ局署幹部も会場にお越しいただき、入場者数445名と大盛況であったことは記憶に新しいところです。

他にも会務面で紹介したい催しもありますが、紙面の都合上、割愛します。

私的面としては、四国税理士会会報第448号の潮流にも掲載していただきましたが、令和4年12月にコロナに感染し自宅待機終了後ほどなく、年明け5日、身体の違和感から検査に赴き、MRIなどの各種検査を終え、徳大病院から派遣の若い女医から「検査結果は脳梗塞です。今からの外出は絶対にありません。」と告げられ、緊急入院を余儀なくされました。確定申告前でもあり関係者の皆様に多大のご迷惑とご心配をお掛けし、大変申し訳なかったと後悔しております。

幸い大きな後遺症も残らず、その後2年間、副会長として各種会合に出席しました。その際に資料の文章を読むたびに「誤字」、「脱字」そして「てにをは」を指摘又は修正すべきとの意見を多々申し上げましたが、これは、もはや私の持病（癖）ですのでお許し下さい。

なお、一期目の令和3年及び4年度は日税連監事として、日税連の監査を担当しました。膨大な資料、多額の数字を前に国税調査官時、調査に携わった気概で臨みましたが、非違事項なく是認。監査報告書には、両年度ともに「適正に執行されており、改善点なし」と記載しました。

二期目の令和5年及び6年度は日税連常務理事として、約2か月毎に東京での会議に出席し、その時々の方々の会務の流れを知ることができました。特に、令和7年1月9日、日税連賀詞交歓会に先立って行われた常務理事会では疑問点について最初で最後の意見を開陳し、その意見が認められたことを良き思い出として胸に留めております。

これまでの数々の得難い経験を踏まえ、今後も微力ながら四国会会務を応援させていただきます。また、来年、徳島市で開催の定期総会は、第70回と区切りの総会でありますので、多くの皆様方のご参加をお願いしておきます。

この4年間、どうもありがとうございました。

副会長退任のごあいさつ

前副会長 杉田 晴記



令和7年6月18日をもちまして2期4年間努めました四国税理士会の副会長を退任いたしました、杉田晴記です。この間、「調査研究部」、「情報化対策部」、「公益活動対策部」、「租税教育推進部」、そして「中小企業対策部」を所掌させていただき沢山の事を学びました。所掌させていただいた部以外も同様ですが、部長を中心に纏まり各部に与えられた施策に真摯に取り組み、実を挙げております。今後各部の部長、副部長、委員の皆様が3期目の浜崎会長のもと四国会の推進力となると期待するところであります。と同時に2期4年間のご協力に感謝申し上げます。

私が、税理士会の会務に参加したのは平成7年4月の松山支部の総務委員が最初です。当時の松山支部には特別委員会を除き6つの委員会がありました。一番なり手が無かったのが、税務援助委員会（当時の委員会名です）の委員、委員長であったと記憶しております。当時は2月、3月の繁忙期に、主に所得税の還付申告書（当時は勿論手書きです）を、20枚から30枚作製するのが従事する税理士会員の仕事でした。そのやりくりの大変さ故だと思います。

その後、国税庁のホームページで所得税の申告書が作成できるようになり、税法の知識が無くても計算間違いのない申告書が納税者自らの手で作成出来る事となり、今では笑い話ですが、一部では税理士の仕事がなくなると危惧をする向きもありました。

その後のICTの進展を見ると隔世の感があります、令和4年に成立した税理士法2条の3『税理士の業務における電磁的方法の利用等を通じた納税義務者の利便性の向上等』、により税理士に努力義務が与えられました。

税理士及び税理士法人は、税理士業務及び税理士業務の付随業務を行うに当たっては、税理士業務及び税理士業務に付随して行う財務書類の作成、会計帳簿の記帳代行その他の財務に関する事務における電磁的方法の積極的な利用その他の取組を通じて、納税義務者

の利便の向上及びこれらの業務の改善進歩を図るよう努めるものとされています。

税理士会の会務におけるデジタル化や税理士自らの税理士業務におけるデジタル化は当然のこととして納税者利便に関してはどうかと考えたときに、最近のAIの普及状況も勘案すると税理士にとって避けて通れない問題です。例えばダイレクト納付、フィンテックでの会計サービスが挙げられます。関与先から「先生知らなかったんですか。」「先生もっと早く教えてくれたら良かったのに」そんな声を聞かないうちに取り組む必要がありそうです。特にデジタルネイティブに属する経営者は敏感です。四国会が昨年行ったデジタルフォーラムはその分岐点かもしれません。デジタル化に取り組まない税理士に未来はないのではないかと危惧を感じます。

そこで、今年6月3日に作った俳句を

「AIが未来紡ぐか夏隣」

「え！愛が紡ぐ未来か夏隣」

季語 夏隣（なつどなり）

ようやく夏に移ろうとしているころのこと。木々の緑の眩しさも夏の近いことを思わせる。春を惜しみつつ次の季節への期待がふくらむ。

6月3日は四国税理士会愛媛県支部連合会の会長を退任した日です。今までいただいていた肩書が無くなるごとに肩の荷が下りていきます。四国税理士会副会長の肩書も無くなり、また一つ荷物が下りました。一番大きな荷物を7月24日に下ろすことができます。日税連の常務理事（公益活動対策部長）です。担当役員の先生、委員の先生、事務局の皆さんのお陰で無事職責を全うすることができました。感謝しかありません。

これからは、肩こりも軽減すると思われまします。AI（愛）を胸に関与先の進歩・発展を助力できればと思います。

勿論、微力ながら一会員として四国税理士会の力になればと思います。

今後ともよろしくお願いします。

副会長退任のごあいさつ

前副会長 二川 博之



拝啓 盛夏の候、皆様におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私こと、このたび任期満了に伴い、四国税理士会副会長の職を退任いたしました。在任中は、会員の皆様をはじめ、関係各位から多大なるご指導とご厚情を賜りましたこと、心より厚く御礼申し上げます。

振り返れば、二年前、副会長としての重責をお引き受けするにあたり、身の引き締まる思いとともに、地域に根ざした税理士会の一助となれるよう、全力を尽くす決意を新たにすることを今も鮮明に覚えております。微力ではございましたが、執行部の一員として、会務の推進、組織の円滑な運営、そして会員の皆様の声を反映した会の運営に努めてまいりました。

在任中は、税理士制度を取り巻く環境が大きく変化する中で、社会の期待に応えるべく、様々な課題に直面いたしました。特に、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、会務の多くが制約を受ける状況においても、オンライン会議の導入や研修会の開催方法の見直しなど、柔軟な対応が求められました。そのような中、会員の皆様のご理解とご協力により、円滑な会務運営が図られたことは、何よりの支えであり、深く感謝申し上げます。

また、県連支部連合会や各支部との連携や、若手税理士の育成、税務支援活動の拡充など、税理士の社会的使命を果たすべく取り組んだことも、貴重な経験であり、大きな学びとな

りました。会員の皆様と共に、多くの課題を共有し、意見を交わしながら進めた一つひとつの活動は、私にとってかけがえのない財産です。

副会長という立場を離れることには一抹の寂しさもございますが、今後は一会員として、引き続き四国税理士会の発展に微力ながら貢献してまいりたいと存じます。そして、税理士制度の信頼性と専門性を社会に広く伝え、後進の育成と地域社会への貢献という、私たちの根本的な使命を胸に刻みながら、日々の業務に邁進してまいる所存です。

最後になりますが、これまで私を支えてくださった多くの皆様に改めて感謝申し上げますとともに、今後とも四国税理士会の変わらぬご発展と、会員の皆様のご多幸とご健勝を心よりお祈り申し上げ、退任のご挨拶とさせていただきます。

敬具



浜崎会長を支える新執行部

副会長・専務理事・部長・所長・委員長が就任の抱負を語る

副会長
河内 泉



◆会務への抱負

4月の役員選挙で、愛媛県から四国税理士会の副会長に当選させていただきました。四国税理士会の役員は平成19年から19年目、この間「制度部」、「税務支援対策部」、「調査研究部」、「総務部」及び「監事」専務理事を担当させていただき大変勉強になりました。これから2年間は副会長として、これまでの経験を活かし3期目の浜崎会長を支えていければと思っています。

現在四国税理士会は多くの課題を抱えており、その解決のためには県連や各支部と各会員先生方のご理解とご協力が不可欠です。副会長として今後2年間、会員先生方のご意見をいただきながら四国税理士会の会則等を遵守して、総会で承認された事業を効率的に実施していきたいと考えております。

今回は「総務部」、「広報部」、「綱紀監察部」及び「公益業務支援部」を担当させていただくこととなりました。担当に当たっては、急速に変化する時代のニーズに迅速・適格に対応する会務で、四国税理士会の発展に貢献したいと思っています。

これから2年間よろしくお願いいたします。

◆趣味

剣道（教士7段）、ゴルフ（7級くらい）

◆最近の関心事

- ・今後の税制の動向はどうなってゆくのか
- ・ロシアのウクライナ侵攻がどのような形で終息するのか

副会長
金子長彦



◆会務への抱負

先日の四国会の総会におきまして四国会副会長を拝命いたしました、高知県選任の金子でございます。今後2年間他の3名の副会長とともに浜崎会長を支えていくこととなりますので今後ともよろしくお願いいたします。

今後の会務につきましては副会長として浜崎会長を補佐させていただくことは当然の事ですが、そのほか業務対策部、中小企業対策部、情報化対策部の担当副会長も務めさせていただきます。各々の部においても税理士法の次回に向けての改正や、金融機関との連携した中小企業の創業セミナー、そして何より直近に迫っています第六世代の電子証明書へのスムーズな切り替え作業と第2回となる会計事務所のためのデジタルフォーラムの開催であります。いずれの会務につきましても誠心誠意、職責を果たしていく所存でありますので皆様のお力添えよろしくお願いいたします。

次に私の趣味・信条であります。信条は月並みではありますが「仕事も遊びも全力で」です。会務や事務所の業務と遊びの両立はなかなか大変かとは思いますが、時間は作るものを信条にして全力で行っていきたくと思っています。趣味は年甲斐もなくモータースポーツです。本年も4月にF1日本グランプリに3日間車中泊で行ってまいりました。それ以外でも日本のレースもできるだけ観戦に行っております。最近の関心ごとは遊びでは8月2日、3日のsuzuka 8時間耐久レース(通

称8耐)と会務ではこれも8月より開始する第六世代への税理士証明書の移行です。特に第六世代への移行は近々の課題ですので皆様のご協力よろしくお願いいたします。

副会長
岩佐 誠志



◆会務への抱負

この度の総会において徳島県選出の副会長に就任いたしました岩佐でございます。

前期は専務理事を務めさせていただいたので会務の流れは把握しているつもりではありますが、副会長となりますとその重責に身が引き締まる思いです。特に徳島県は各部の会務を県単位で行うシステムになっておりますので、しっかり四国会と徳島県連を繋げることによって機能的に運営していきたいと考えております。

私の担当する部は、「財務部」、「調査研究部」、「研修部」及び「税務研究所」です。いずれの部も大きな役割を担っていますので、それぞれの部長及び部委員の方々と協調しながら活発な活動が出来るよう取り組みたいと思っています。

浜崎会長を補佐して四国会の発展に誠心誠意精励する所存でございますので、会員の皆様方のご理解とご協力を賜りますよう何卒よろしくお願いいたします。

◆趣味

日本拳法、バイク、写真

◆信条

左折禁止

◆最近の関心事

衆参両院で少数となった与党がどのような政権運営を行っていくのか。

副会長
河上 幸市



◆会務への抱負

この度香川県選出の副会長に就任いたしました河上でございます。

担当は「制度部」、「税務支援対策部」及び「租税教育推進部」です。

制度部では、税理士法の改正に関する調査研究及び会則等の整備、組織機構及び運営制度の合理化及び効率化に取り組みます。

税務支援対策部が所掌する税務支援事業は税理士業務の無償独占を担保する重要な事業です。事業の運営形態の改善や税務当局など関係機関との協議を通じて、事業を取り巻く環境の整備に取り組みます。

租税教育推進部が所掌する租税教室は次代を担う児童生徒に正しい税知識を普及する上で大変重要なものです。高等学校及び特殊支援学校での租税教室の更なる充実とともに、新規の講師の養成に取り組みます。

いずれの部についても、これまで培われた基盤を大切に引き継ぎつつ、事業を取り巻く環境の変化に的確に対応していくことが必要であり、部長ほか役員、委員の皆様との活発な意見交換と意思疎通に努めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◆趣味

ゴルフ、コンサート・ライブ鑑賞

◆信条

誠心誠意

◆最近の関心事

トランプ政権の動向、大阪・関西万博

専務理事
大西 央 哲



◆会務への抱負

この度の総会で浜崎会長より指名を受け、3期目の専務理事を務めさせていただくことになりました大西でございます。

担当は、「総務部」、「財務部」、「制度部」、「綱紀観察部」及び「広報部」となりました。今までの専務理事を2期してきました経験を生かして、各部長・部員の皆様に対して、できる限りのサポートをしてきたいと思います。その反面、部会を超えての課題も多々あるように思いますので、縦割りではなく、各部会間を超えて目の前にありますそれぞれの課題を解決していきたいとも思っております。

これから2年間、浜崎会長のもと、会務を支えると同時に、会員皆様にとって魅力ある四国税理士会にしていきたいと思います。

ご協力のほどよろしくお願いいたします。

◆趣味

趣味と言えるかどうかですが、県外に行った時、ご当地の料理・地酒を食するのは楽しみです。

◆最近の関心事

1993年の細川連立政権、2009年の民主党政権、を思っの2025年の政局

専務理事
井上 英 俊



◆会務への抱負

この度の総会で浜崎会長より専務理事を仰せつかりました井上でございます。

担当させていただきます部は、「刻々と変化する社会情勢を踏まえ税理士の更なる資質向上のため研修の実施に関する業務を行う、研修部」、「税理士業務の改善進歩に関する事務を担当する、業務対策部」、「税理士が行う公益活動を支援するためのさまざまな施策を一元的に扱う、公益業務支援部」、「中小企業支援に関する事項を扱う、中小企業対策部」です。

専務理事の仕事は、会務の継続性を考慮し、会務運営が円滑に行われるよう、会長及び副会長を補佐するという重要な役職で、その緊張感で身が引き締まる思いでいっぱいです。

税理士業界を取り巻く厳しい環境のもと、浅学非才の身ではございますが、会長及び副会長を支え、四国税理士会発展のため全力を尽くす所存でございますので、なにとぞ2年間一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

◆趣味・信条

ヨガとトレッキング・チャレンジ精神

◆最近の関心事

藻場造成による漁場の生産性向上とCO₂の吸収・蓄積及び地球温暖化対策

専務理事**佐々木 敏雄****◆会務への抱負**

6月の総会で浜崎会長より指名され、専務理事を務めさせていただくことになりました佐々木でございます。

担当は、「税務支援対策部」、「調査研究部」、「租税教育推進部」、「情報化対策部」及び「税務研究所」となりますが、各分掌機関の先生方と一丸となり、所掌事項の成果に向けて取り組んでまいります。

また、第六世代税理士用電子証明書への円滑な移行を図るとともに、税理士業務のデジタル化をはじめとする、事業者のデジタル化促進への取り組みや、デジタル技術を活用した会務運営の効率化等の改善進歩を図るため、各分掌機関との連絡調整を進めてまいります。

四国税理士会が抱える多くの課題の解決には、県連や各支部と各会員先生方のご理解とご協力が不可欠となります。浜崎会長のもと専務理事としての責務を果たしていくうえで、会員先生方のご意見等をいただきながら、会務運営が円滑に進むよう迅速な対応を心がけてまいります。

これから2年間よろしくお願いいたします。

◆趣味

大道芸鑑賞

◆最近の関心事

連続テレビ小説 あんぱん（高知出身やき）

総務部長**重松 修****◆会務への抱負**

この度の役員改選にて常務理事の指名を受け総務部を担当することになりました。微力ではございますが、会員の皆様のご協力を仰ぎながら会務に努めたいと思いますので2年間、よろしくお願いいたします。

総務部では、総会にて承認いただいた事業計画を確実に実施いたします。特に会則8条2項に規定してある「電磁的方法による会員への通知」の実施に向けたメール登録者数の増加策と規約の見直しを行います。また、各支部における事務負担を軽減するためデータバックアップシステムの活用、若手会員及び女性会員の会務参加促進など、会務参加の負担軽減や活性化に取り組めます。その他、会則・規則の見直し、災害発生時の体制整備など取り組んでまいります。

会員皆様のご意見、ご協力を賜りながら務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

◆趣味

乱読

◆信条

媚びず威張らず自慢せず身の程を知って謙虚に生きる

◆最近の関心事

古事記

財務部長
宮川 誠二



◆会務への抱負

この度、四国税理士会の財務部長を拝命いたしました宮川です。身に余る重責ではありますが、会員の皆様の信頼にお応えできるよう、誠意をもって職務に取り組んでまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

財務部は、会の運営を支える基盤として、常に正確で透明性の高い財務管理が求められます。私は、予算編成や執行状況の管理を通じて、健全な財政運営を実現するとともに、限られた資源の中で最大限の効果を発揮できるよう工夫を重ねてまいります。

また、他部門や支部との円滑な連携を図り、財務に関する情報共有と経理事務の効率化にも積極的に取り組んでまいります。社会や会員を取り巻く環境が変化する中、柔軟かつ計画的な対応がますます重要となっております。将来を見据えた財務体制の整備にも力を注ぎたいと思っています。

◆趣味

趣味は卓球とゴルフです。どちらも決して上手とは言えませんが、気分転換や体力づくりに役立っており、日々の活力にもなっています。仕事以外に集中する時間を持つことで、リフレッシュにもなり、心身のバランスを保つ助けとなっています。

◆最近の関心事

最近「健康」への関心が高まっています。先日健康診断でもあまりよくない結果が出まして、今後は運動や食生活への意識を見直し、日常の中で少しずつ取り組むようにしていきます。

今後とも皆様のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

制度部長
藤本 康城



◆会務への抱負

この度、制度部長を拝命いたしました松山支部所属の藤本でございます。身に余る大役ではございますが、微力ながら制度部の職責を全うすべく、誠心誠意努めてまいりたいと思います。2年間よろしくお願いいたします。

制度部は、税理士法や会則などの制度に関する調査・研究を行うとともに、各種規程の整備や見直し、また税理士制度をめぐる諸課題への対応を担う、非常に重要な部門です。普段はあまり表に出ることのない業務も多いかもしれませんが、制度という土台が安定しているからこそ、私たち税理士は安心して業務に専念できるのだと実感しております。

近年、税務行政を取り巻く環境は大きく変化しており、デジタル化や法改正への対応が急務となっています。制度部としても、これらの変化に柔軟に対応し、より実効性のある制度運営を目指してまいります。

また、制度は「会員の皆さまとともに築き上げていくもの」であると考えております。制度部としての活動や調査結果は、できる限り分かりやすくお伝えし、会員の皆さまのご意見も積極的に取り入れながら、開かれた部運営を心がけてまいります。

今後とも、温かいご指導・ご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

◆趣味

卓球・ゴルフ・猫の世話

◆信条

是々非々

◆最近の関心事

卓球選手として、硬式球⇒ラージボールへの移行 

税務支援対策部長 多田 建 司



◆会務への抱負

この度、税務支援対策部を担当させていただきましたことになりました。

会員の皆様のご理解とご協力を仰ぎながら、精一杯、会務に努めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、税務支援は、税理士の社会貢献を通じて、広く国民に税理士制度に対する理解を得るという意義を持つ、税理士会の重要な事業活動の一つです。

税理士会では、税務支援事業の一つとして、確定申告期に「無料申告相談」を実施しております。多くの会員の皆様にご從事いただき、税理士の社会貢献にお力添えをいただいていることに感謝申し上げます。

しかし最近、一部では「この報酬が低い」といった声が聞かれます。こういったご意見も理解しつつ、改めて税務支援の趣旨についてご確認いただければと思います。

ご存じのとおり、税理士は税理士法第1条に定める公共的使命を負っていることから、税理士業務は、たとえ無償であっても税理士でない者は行ってはならない（税理士法第52条）とされ、いわゆる無償独占とされています。

もし、個々の税理士が採算意識にとらわれて、税務支援事業への従事を拒否するようになれば、税理士制度は社会的要請に応えられないものとなり、無償独占の排除が提起されることが想定されます。無償独占が排除されれば、税理士でなくても申告書作成などが行えるようになります。そうなれば、税理士の業務は大幅に縮小し、税務に関する専門家としての社会的地位が揺らぐことにもなりかねません。

税理士制度を維持・発展させていくためには、無償独占の根幹を支える税務支援事業が、今後も着実に継続されることが必要です。報

酬等の課題は、今後の事業改善として検討しつつも、税務支援の趣旨をご理解いただき、引き続き事業への積極的なご従事をお願い申し上げます。

◆趣味

週末の筋トレ、スポーツ観戦

◆信条

周りをよく見て、人の話を聞き、相手の立場になって考える

◆最近の関心事

トランプ関税の行方と経済への影響

調査研究部長 市川 哲 司



◆会務への抱負

この度、調査研究部長を拝命しました高知支部の市川でございます。

前期は研修部長でした。研修受講達成率の向上にひときわ会員の皆様にはご協力をいただき、お礼申し上げます。研修部で培った受講義務の履行を納税義務の履行に置き換え、如何にすれば納税義務を自発的に履行できるのか税法、納税環境ひいては申告納税制度について考えていきます。

税理士会には、関係行政庁に対して税制建議権が認められています。税理士は納税者に最も身近な税の専門家です。税実務の中で思う疑問、権利意識、改善要望を税制改正建議にぶつけてください。「権利の上に眠るものは保護に値せず」という法格言があります。何も言わなければ何も変わりません。会員の皆様には進んで権利の主張をしていただき、その意見を参考として、税制改正に関する意見書を策定し、税務当局へ建議します。会員意見用紙は9月号会報誌と共に封入し意見募集いたします。

税務調査に関するアンケートについても、会員の意見は非常に重要ですので、ご回答をお願いいたします。回答率が令和6年度で40.8%でした。アンケートは7月号会報誌に封入し期日は令和7年8月29日です。会員の意見を定例懇談会等で税務当局へ届けます。

香川大学大学院法学研究科での講座を香川大学と香川大学会計人会との連絡調整を行い取り組みます。実務と学術の架け橋になるよう努めます。

税理士業務に関連する憲法論、民商法、会計や近時台頭しているデジタルシームレスなど税務研究所と連携をとりながら調査研究を行います。

四国会担当の第54回公開研究討論会の出番が近づきつつあります。令和7年10月10日に横浜市で開催される第51回公開研究討論会を視察し、税務研究所と連携し、準備に取り掛かります。公開研究討論会は研修受講管理システムでも受講できます。ぜひご覧ください。

時代は大きく動いています。会員の皆様と共にあるべき税制を考え、構築していきましょう。

◆趣味

ゴルフ・蘭園芸

◆信条

公平無私

◆最近の関心事

デジタルシームレス、あるべき税制、公開研究討論会



研修部長 大石 真紀



◆会務への抱負

この度、研修部長を拝命しました徳島支部の大石でございます。前々期まで西岡研修部長の下で、前期研修部長の市川先生と共に研修委員をしておりました。市川研修部長から研修部長のバトンを引き受けることになり、心からこの重責を痛感しております。前任者同様、会員皆様との連携を大切にしながら、研修履行の充実に努める所存ですので、よろしくお願い申し上げます。

税理士業務は、年々複雑化する税法等多様化してきており、税理士に求められる知識やスキルも増加しています。私たちの役割は、顧客に対して高品質なサービスを提供することはもちろん、常に新しい情報や技術を取り入れ、自らも成長し続けることです。そのためには、会員皆様の知識共有やネットワークの強化が不可欠であり、会則・研修規則によって36時間の研修受講義務も定められています。四国税理士会は、令和5年度81.6%令和6年度85.1%と研修達成率を向上させてきました。今後もさらに達成率（目標86%）を向上できるように研修がその一翼を担えるような環境を整えてまいります。

令和7年度の研修計画は、会場での研修会を開催し、併せて会員事務所向けにライブ配信及びオンデマンド配信を行うことにしております。さらにプラス全国統一研修会等のオンライン研修も受講できます。もし対面研修だけでは研修受講義務の時間数に足りない場合は、全国統一研修会等のオンライン研修を受講できます。

最近の税務における関心事として、デジタル化の進展とそれに伴う税制の変化が挙げられます。特に、電子申告やクラウド会計の導入が進む中で、税理士の役割も変化しています。これにより、私たち税理士が果たすべき役割はさらに重要になってきています。新し

い技術を活用しつつ、顧客との信頼関係を築くことが求められています。

また新しく登録される税理士の皆様については、税理士登録時に日税連の登録時研修・四国税理士会の新人会員研修をご用意していますので、研修を必ず受講してください。

これからの研修活動において、皆様からのご意見やご要望を大切に、それを反映させる研修プログラムを企画していく所存です。皆様のご支援を賜ることを心よりお願い申し上げます。

◆趣味

旅行 食べ歩き

◆信条

十人十色

◆最近の関心事

四国税理士会の研修達成率

業務対策部長
藤 井 修



◆会務への抱負

この度、業務対策部を担当することになりました徳島支部の藤井です。2期担当した中小企業対策部の経験を活かし、業務に努めたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

本年度の業務対策部の重点事業は7項目あります。その中でも税理士の職域の確保、拡充を図るために、社会保険労務士会との協議会の開催方法を検討してまいります。また前年度に日税連で作成した「税理士業務のデジタル化 取組事例50」をホームページや会報を通じて会員の皆様に周知いたします。加えて、会員の皆様にとって、犯罪収益移転防止法におけるマネー・ローンダリング対策が税理士業務にどのようにかわるのかがわかり

にくいので、日税連で検討することになっております。どのようなときにマネー・ローンダリング対策が必要なのかを検討し、会員の皆様にお伝えしたいと思います。

これからの2年間、業務対策部委員と共に事業を推進してまいりますので、会員の皆様のご協力をよろしくお願い致します。

◆趣味

素人料理

◆最近の関心事

税理士と生成AIの関わり方

綱紀監察部長
尾 上 幸 男



◆会務への抱負

この度の役員改選で常務理事の指名を受け、綱紀監察部を担当することとなりました。

初めて担当させていただきますので、役員をはじめ会員の皆様方のご意見、ご協力を仰ぎながら会務を遂行してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

綱紀監察部における最優先課題は、会員から懲戒処分者を出さないことですが、残念なことに令和7年6月の財務大臣による処分者に当会所属の会員が含まれておりました。

会員の皆様には、税理士の社会的使命と職責の重要性を再認識いただき、常に税理士としての良識を保持し、国民・納税者からの信頼に応えるための業務遂行をお願いいたします。

綱紀監察部においても、「会員の皆様の税理士バッチを守るため」に一人の処分者も出さないよう、機会あるごとの注意喚起と実効性のある未然防止策に積極的に取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

◆趣味

「神社仏閣巡り」とその周辺の「グルメ巡り」

◆信条

三日坊主になりがちな自分を戒める意味で
「継続は力なり」

◆最近の関心事

今後の消費税動向

広報部長
石井 晶子



◆会務への抱負

この度の役員改選で常務理事の指名を受け広報部を担当することになりました。微力ではございますが、精一杯業務に努めたいと思いますので、これからの2年間、よろしくお願い申し上げます。

広報部の所掌事項として、1. 会報その他機関紙の発行 2. 広報宣伝 3. 大学における租税講座の三つが掲げられております。

1の対内広報では、「四国税理士会報」の充実を図ってまいりますので、皆様からの投稿（原稿、写真）をお待ちしております。

また、2の対外広報ではホームページの充実、「税を考える週間」等での広報活動、日税連主導の「職業説明会」など積極的に実施してまいります。

3の大学における租税教室では、本年度は四国大学で実施する予定となっております。

皆様のご指導を仰ぎながら職務に邁進し、また広報部一丸となって取り組んでまいりますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

◆趣味

読書

◆信条

継続は力なり

◆最近の関心事

地球温暖化

租税教育推進部長
橋本 峰人



◆会務への抱負

この度の役員改選で常務理事の指名を受け、租税教育推進部を担当することになりました。前期までの4期8年、租税教育に携わってきた経験を生かして会務に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

租税教育推進部としては、

①租税教育の普及・推進・充実を図る。

アクティブ・ラーニング、ICT化への対応、特別支援学校での教室の拡充、講師の養成

②日税連が行う寄附講座を支援する。

以上の実施に向けて会員の皆様のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

◆趣味

マラソン 献血

◆最近の関心事

ダイエットを含めた健康管理

**情報化対策部長
西岡 稔 晴****◆会務への抱負**

この度の役員改選で常務理事の指名を受け、情報化対策部を担当することとなりました。研修部、業務対策部での経験を活かし、業務に努めたいと思います。2年間どうぞよろしくお願いいたします。

本年度の情報化対策部の重点事業は4項目ありますが、そのなかでも第六世代税理士用電子証明書への円滑な移行を図るための周知及びサポートを重点に取り組みます。また、会務及び税理士の業務について、デジタル相談室の活用やグループウェアSHIRASAGIの改善などデジタル化に関する検討を行ってまいります。

これから情報化対策部委員と共に事業を推進してまいりますので、会員皆様のご指導、ご協力をよろしくお願いいたします。

◆趣味

仕事、旅行

◆信条

凡事徹底

◆最近の関心事

仕事のDX化

**公益業務支援部長
森 英 裕****◆会務への抱負**

この度の役員改選で常務理事の指名を受け、公益業務支援部を担当することになりました。

会員の皆様のご協力を仰ぎながら精一杯部活動に努めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

当部は、税理士の職能を公共的な事業に活かすことにより、国民からの信頼性の確保、地位のさらなる向上を目指し各種施策を実施しております。

本年6月の本会の総会にて、名称が「公益業務支援部」へ変わりました。所掌事項の変更も下記の通り承認されました。

- 1 相続、遺言、信託、任意後見その他これらに類する制度に関する事項
- 2 地方公共団体の外部監査制度及び監査制度に関する事項
- 3 政治資金監査制度に関する事項
- 4 法定後見制度に関する事項
- 5 その他税理士の職能を活用した公益活動に関する事項

従来は、私たちの本来業務である税理士業務とは少しかけ離れた感はありましたが、より税理士として身近なものに整備されているのではと思っております。

具体的な活動としまして、相続、遺言、信託、成年後見制度に関する無料相談会や研修を実施し、外部監査・監査委員制度及び政治資金監査制度に関する研修も引き続き行います。

こうした研修を通して、会員の皆様に公益的業務への関心を持っていただき、各種委員に就任していただけることを願っております。また、監査委員経験者や政治資金監査人経験者の座談会等も開催予定ですので、実際の実務の状況が把握できると思います。

税理士の職能が社会貢献や地域の発展に役立つよう、受講者を支援できる有用な研修の実施や公共団体への各種就任要請活動に積極的に取り組んでまいりたいと思います。どうぞ、当部へのご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

◆趣味・信条

男子ご飯・只今に生きる

◆最近の関心事

ドナルド・ジョン・トランプ

税務研究所所長
酒井啓司



◆会務への抱負

税務研究所の目的は、四国会会員の業務の改善進歩及び資質の向上に資することを目的として、税制等に対する研究と行政処分を不服とする会員への対応を行うことです。

税理士会における一般的な組織と比較すると特殊な性格を帯びていますが、初代所長である正司哲浩先生が作られた基盤を受け継ぎ、さらに発展させていきたいと思っています。

研究部門における今期の具体的な活動としては、11月に計画している研究部門における発表会を無事に終えること、そして来期の活動の方向性を明確にすることの2点であると考えます。

審議部門については、審議案件がない状況ですが、実際に依頼があった時に適切に対応できる準備を整えておく必要があります。

最近の税制はさらに複雑さを増していますが、研究部門、審議部門ともに税理士業務に貢献できるように活動して参りたいと思います。

We will be holding a presentation event this fall.

We sincerely appreciate your continued

support and cooperation.

Thank you.

◆趣味・信条

特になし

◆最近の関心事

NoteBookLM で何ができるか？

登録調査委員長
西村正史



◆会務への抱負

この度、浜崎会長より登録調査委員長の指名を受けました西村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ご承知のとおり、税理士制度の根幹を支える登録調査業務は、税理士としての適格性を担保し、社会的信用の維持向上に寄与する極めて重要な役割を担っております。登録手続の公平性と適正性を確保することはもちろん、近年ではコンプライアンス意識の高まりや会員の質の向上がますます求められており、私たち委員会に課せられた責任は年々重みを増しております。

当委員会では、新規登録希望者への審査や面接、会員への各種申請に関する助言・指導等を通じて、税理士の倫理観と専門性を高い水準で維持するための活動を行っております。特に今後も、社会的信頼に相応しくないと判断される申請者に対しては厳正な審査姿勢を貫き、税理士制度の健全性を守ることに努めてまいります。申請の形式や資格要件を満たしているかどうかだけでなく、その人物の品位や過去の行動履歴等についても適切に確認し、必要に応じて毅然とした対応を取る所存です。

微力ではございますが、本会の発展と会員皆様からの信頼に応えられる委員会運営を目指して努力してまいります。今後ともご指導

ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

◆趣味

ゴルフ、プロ野球・高校野球観戦（特に、ドジャース、巨人、香川・英明高校戦）

◆信条

基本こそ磨きと工夫の礎なり（元国税庁長官のお教え）

◆最近の関心事

大谷翔平選手の二刀流での活躍

紛議調停委員長
遠藤 正 幸



◆会務への抱負

この度、会長より紛議調停委員長の指名をいただきました遠藤です。よろしくお願いいたします。

紛議調停制度は、裁判外紛争解決手続の一つとして、四国税理士会会則第59条を根拠に会員の業務に対する紛争を調停によって解決を図る制度です。

紛争の解決にあたっては、3名の調停委員で調停委員会を構成し、調停委員は公正・中立な立場で守秘義務を遵守し、当事者の主張をよく聴きながら、税理士としての知見を活かして、当事者の互譲による条理に適い実情に即した、当事者の合意による解決を目指します。

紛議調停については、手順等のマニュアル

もなく進行方針など迷う場面も多く調停委員の先生方の負担も大きいと思われます。

私は、香川県の紛議調停委員を6年間、家庭裁判所の調停委員も同年間従事しておりますので、各調停委員の先生方との連携を強化して、情報共有しながら迅速・妥当な紛争の解決に向けて力を合わせていきたいと考えております。

なお、円滑な調停の進行が図れるよう家庭裁判所の調停進行手順等も参考にしたいと思います。

また、紛議調停制度の周知にも配慮していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

◆趣味

週一の栗林公園散歩

◆信条

終始一誠意

◆最近の関心事

政治・マスコミの在り方



税 理 士 証 票 の 提 示
会 員 章 の 着 用
を 励 行 し ま し ょ う

租税教育推進部ニュース

高知県立山田特別支援学校田野分校 租税教室聴講

岡田 隆行（高松支部）



租税教育担当役員となって、初の租税教室の聴講でした。

高知県立山田特別支援学校田野分校のある田野町は、高知市から国道56号線を東に車で1時間半ほどの距離の、太平洋を望む小高い丘の上にあります。

聴講者は知的障害を持つ生徒9名で、教材は小学生向けのものを用いて行われました。

講師の岡本友彦先生によれば、生徒の障害の程度により理解度に差があることから、教材の選択と、講義内容をどこまで説明するべきか苦悶されたそうです。また、今回の対象となった生徒は、おとなしい性質の生徒が多かったようで、反応があまりよくなかったとのことでした。

約1時間の講義のなかで国税庁制作の租税教育動画「マリンとヤマト 不思議な日曜日」（17分間）を視聴しました。マリンとヤマトの姉弟が、妖精の魔法の力で税金の存在しない世界を体験するといった内容です。

私は初めての視聴で小学生向けの作品と見てびっくりしていたのですが、思いのほか見ごたえのあるものでした。

租税教育は正しい納税者育成のためのもの、というのが国税庁の位置づけですが、自らの利他的な行動の選択が、結果的には家族、ひいては社会の幸福へつながるという共同体感覚を醸成する教育にもなっていると感じました。

租税教育推進部ニュース

高知県立日高特別支援学校高知みかづき分校での租税教室

高橋 秀和（松山支部）



令和7年7月1日（火）に高知県立日高特別支援学校高知みかづき分校にて行われた租税教室講師研修に参加し、教育的な視点から多くの気づきを得ることができた。

研修では、講師の鳴瀬奈央先生の生徒一人ひとりの理解に合わせた丁寧な説明だけでなく、実物教材（1億円のレプリカ）、動画教材（マリとヤマト 不思議な日曜日）といった視覚的な教材を活用することで、生徒の関心が高まり、集中して話を聞く姿が印象的であった。また、イラスト入りのパネルを生徒一人ひとりに配布し、「税金が使われているもの」「税金が使われていないもの」に分けてもらう活動においては、生徒同士が楽しそうに作業している様子から、具体的な事例揭示の効果を実感した。今回の研修を通じて自身の講義に対する視野も広がった。今後は、税の大切さを伝えるだけでなく、生徒の「学ぶ楽しさ」や「社会とのつながり」を育む教育的な意義も意識した租税教室に取り組んでいきたい。

令和7年度「地方公共団体監査制度実務研修」のご案内

【研修内容】 地方公共団体監査制度、監査委員監査の実務、外部監査の実務

【開催日】 ①事前受講（6時間30分） 配信中～令和7年11月6日（木）

上記期間中に研修受講管理システムから「地方公共団体監査制度実務研修」を各自受講します。

なお、本研修は令和6年度と同一の研修ですが、既に受講されている場合にも、会場研修への参加を希望される方は、会場研修参加前に再度ご受講いただくことを推奨します。ただし、2回目以降の研修受講に際しては重複して研修時間として算入することはできませんので予めご了承ください。

②会場研修（5時間40分） 令和7年11月7日（金）11時～17時30分（予定）

場所：品川フロントビル会議室（JR品川駅港南口徒歩3分）

会場で受講者によるディスカッションや発表などを行います。

上記時間には、研修終了後に実施する履修チェックテストの時間が含まれます。

①及び②の研修をすべて受講したうえ、履修チェックテストに合格された方は、履修者番号が発行され、履修者名簿に登載されます。下記申込み条件等を確認のうえお申込みください。

①については、どなたでも受講が可能です。①のみ受講の場合は申込不要です。

＜申込みについて＞

【受講料】 5,000円（消費税込）

【定員】 6名（先着申込順。申込多数の場合は、受講できないことがあります。）

【申込期間】 令和7年8月12日（火）～9月3日（水）

【申込条件】 申込時点で「地方公共団体監査制度基礎研修」（研修受講管理システムで配信中）を受講済みであること。

受講案内をはじめ、研修資料等、本研修の受講に際し必要な情報は全てメールによる送付となるため、適宜メールの確認が可能であること。（FAX及び郵送対応はいたしません。）

11月7日の会場研修は原則ペーパーレスで実施するため、当日はタブレットや印刷した紙資料を持参するなど、自身で研修資料の確認が可能な環境を準備できること。

【申込先】 四国税理士会（メール：info@shikoku-zei.or.jp FAX：087-823-2080）

【申込記載事項】 ①氏名、②税理士登録番号、③支部、④事務所所在地（郵便番号・住所）、⑤電話番号、⑥メールアドレス、⑦外部監査人・監査委員等の経験の有無（※⑦のみ任意回答）

※過去に本研修を履修した方もご参加いただけますが、参加人数に限りがあるため、申込多数の場合は、受講をお断りする可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

※申込記載事項⑦は、受講者による議論のグループ分けの参考情報として活用します。

※申込受付後、日税連から10月中旬頃までに受講案内及び受講料払込案内をメールにて送付します。10月中旬以降、受講案内が来ない場合は日税連もしくは本会にお問合せください。

研修会のご案内

配信期間	時間	研 修 内 容	
		(テーマ)	(講師)
令和6年9月4日(水)～令和7年9月3日(水) (オンデマンド配信)	算定5時間	税務調査に活かす紛争予防税法 —税務調査に裁判官の法的判断 の構造を活かす方法(基礎編)	専修大学教授 弁護士 増田 英敏 氏
令和6年9月12日(木)～令和7年9月11日(木) (オンデマンド配信)	算定5時間	『評価通達6項の適用を検証する!! (R6.1.18東京地裁判決を受けて、 実務家の視線から考える)』 【その他6項の重要事例を含む】	税理士・近畿会会員 笹岡 宏保 氏
令和6年10月8日(火)～令和7年9月1日(月) (日税連からオンデマンド配信)	算定5時間	令和6年度 第2回全国統一研修会 【実例から学ぶ】小規模宅地等の 減額特例、配偶者居住権特例、 相続後空き家譲渡特例、居住 用財産譲渡特例	税理士・東京会会員 高橋 安志 氏
令和6年10月31日(木)～令和7年10月30日(木) (オンデマンド配信)	算定5時間	消費税研修会 「消費税トラブルの傾向と対策」	税理士・東京会会員 熊王 征秀 氏
令和6年11月29日(金)～令和7年11月28日(金) (日税連からオンデマンド配信)	算定5時間	令和6年度 第3回全国統一研修会 「税理士制度を俯瞰する ～税理士法の諸規定を中心として～」	税理士・東京会会員 坂田 純一 氏
令和6年12月9日(月)～令和7年12月8日(月) (オンデマンド配信)	算定5時間	税務調査対応のためのエビデ ンス研修会 「税務署を納得させるエビデ ンス—決定的証拠の集め方—」	税理士・東京会会員 伊藤 俊一 氏
①令和7年2月10日(月)～令和7年8月9日(土) ②令和7年2月10日(月)～令和8年2月9日(月) (日税連からオンデマンド配信)	①算定2時間 ②算定3時間	令和6年度 第4回全国統一研修会 ①「令和7年度税制改正大綱の解説」 ②「法人税」	税理士・近畿会会員 上西 左大信 氏
令和7年5月12日(月)～令和8年5月11日(月) (オンデマンド配信)	算定5時間	貸倒損失及び債権譲渡の税務 上の取扱いについて	税理士・東京会会員 中村 慈美 氏
令和7年7月7日(月)～令和8年7月6日(月) (日税連からオンデマンド配信)	算定5.5時間	令和7年度 第1回全国統一研修会 「税理士損害賠償訴訟の予防策 ・対応策」 ～もし訴えられたらどうする?訴 えられないためにはどうする?～	弁護士 内田 久美子 氏
令和7年7月25日(金)～令和7年12月末 (オンデマンド配信)	算定2.5時間	改正税法等・綱紀監察研修 ①「税理士法違反行為」 ②「所得税関係」 ③「資産税関係」 ④「法人税関係」 ⑤「消費税関係」 ⑥「キャッシュレス納付関係」	高松国税局 総務課 税理士専門官 中塚 泰道 氏 高松国税局 個人課税課 審査指導係長 永尾 淳 氏 高松国税局 資産課税課 審査指導係長 宇藤 祥平 氏 高松国税局 法人課税課 審査指導第一係長 竹田 雄介 氏 高松国税局 消費税課 連絡調整官 小池 寛洋 氏 高松国税局 管理運営課 実務指導専門官 安藤 弘幸 氏

※ ライブ配信・オンデマンド配信は、四国税理士会ホームページの「研修のお知らせ」からご視聴ください。

※ 日税連では、マルチメディア研修で多くのコンテンツを配信しています。四国税理士会ホームページの「研修受講管理システム」にログイン後、「マルチメディア研修(日税連)」からご視聴ください。



インフォメーション（情報化対策部）No. 166



◆TAINSメールニューストピックス

No.728（2025.07.03 発行）からNo.732（2025.07.31 発行）より

なお、TAINS メールニュースの全文は、TAINS ホームページで確認することができます。

【1】今月のお知らせ

収録した判決・裁決の一部を紹介します。

【所得税】

- ・ R06-06-10 裁決 棄却 F0-1-1683
同族会社の行為計算否認／無利息貸付け
- ・ R04-06-23 裁決 棄却 F0-1-1634
譲渡所得の収入金額／無償返還届出書が提出されている場合の借地権価額

【消費税】

- ・ R02-07-07 裁決 却下 F0-5-328
延滞税の督促処分・地方税法附則9条の10の規定に基づく委託納付の処分性

（税法データベース編集室）

【2】今月の判決等

無償返還届出書が提出されている場合の地主個人の譲渡所得の総収入金額は？

（令07-01-17 大阪地裁 棄却 Z888-2737）

原告は、所有している本件各土地をA社（原告が代表者）に建物所有目的で賃貸し、A社は本件各土地上に建物を所有していましたが、原告及びA社は、本件不動産をB社に売却しました。原告は、譲渡所得につき、A社との合意に基づき土地代金の80%を収入金額として申告したところ、処分行政庁から、更正処分等を受けた事案です。原告及びA社は、本件各土地の賃貸借について、無償返還届出書を提出しており、譲渡所得の総収入金額に本件各土地に係る借地権価額相当額を算入すべきか否かが争点になりました。

大阪地裁は、次のように判断し、原告の主張を棄却しました。

無償返還届出書が提出されている場合の、借地権部分に相当する経済的価値の移転の有無について、地主が個人で借地人が法人である場合には、地主の譲渡所得に係る課税関係においても、地主が自ら届け出た経済実態〔借地権部分に相当する経済的価値が借地人に移転していない結果として、当該土地賃貸借契約の相手方である地主の下に借地権部分に相当する経済的価値が残っているという経済実態〕を前提にした取扱いがされるべきものと解される。本件各土地の売買価額から借地権相当額の20%相当額を控除した金額が原告の取得する売買代金である旨合意し、売買代金を精算したことが認められるが、借地人には、借地借家法上の借地権が帰属しているものの、課税関係においては借地権部分に相当する経済的価値が移転していないものとされており、原告の譲渡所得の金額の計算においては、総収入金額に本件各土地に係る借地権価額相当額を算入すべきである。

（税法データベース編集室：岩崎 宇多子）

この原稿は、一般社団法人日税連税法データベースの承諾を得て作成しています。

《TAINS加入の方法》

- （1）インターネットを利用する場合 <https://www.tains.org/> の右上の入会案内のページから直接、またはFAXでの入会申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上お申し込みください。
- （2）電話による場合 事務局（03-5496-1195）までお電話ください。

税の広場

防衛特別法人税が創設されました

令和7年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）（令7改正法）」により「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（防確法）」が改正され、防衛特別法人税が創設されました。

（1） 納税義務者

防衛特別法人税の納税義務者は、各事業年度の所得に対する法人税を課される法人とされています（防確法8）。

（2） 課税事業年度

防衛特別法人税の課税の対象となる事業年度（以下「課税事業年度」といいます。）は、法人の令和8年4月1日以後に開始する各事業年度とされています（防確法11）。

（3） 基準法人税額

防衛特別法人税の基準法人税額は、内国法人の場合、その内国法人の法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定^(※)により計算した法人税の額（附帯税の額を除きます。）とされています（防確法10一）。

（※） 法人税の税額の計算に関する法令の規定には、一定の規定を含まないこととされています（防確法10一）。

（4） 課税標準

防衛特別法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とされており、内国法人の場合、次の場合の区分に応じそれぞれ次の金額となります（防確法13①②）。

イ 下記ロ以外の場合……各課税事業年度の基準法人税額から基礎控除額を控除した金額

ロ 各課税事業年度の基準法人税額に特定同族会社の特別税率（法法67①：留保金課税制度）により加算された金額がある場合……次の金額の合計額

（イ） その課税事業年度の加算前基準法人税額^(※)から基礎控除額を控除した金額

（※） 加算前基準法人税額とは、基準法人税額から留保金課税制度により加算された金額を控除した金額をいいます（防確法13②二イ）。

（ロ） その課税事業年度の基準法人税加算額^(※)から上記（イ）で控除しきれなかった基礎控除額（基礎控除残額）を控除した金額

（※） 基準法人税加算額とは、基準法人税額のうち留保金課税制度により加算された金額をいいます（防確法13②二ロ）。

（5） 税額の計算

防衛特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額に4%の税率を乗じた金額となります（防確法14①、15）。

なお、法人税及び地方法人税において外国税額控除の適用を受ける場合で、法人税の額及び地方法人税の額から控除しきれない金額があるときは、防衛特別法人税においても外国税額控除の適用を受けることができます（防確法16）。

四国税理士会支部役員一覧

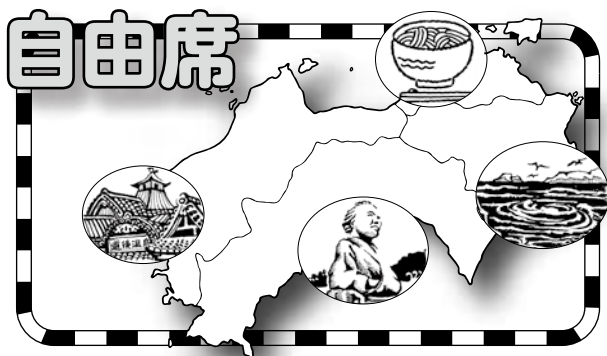
県	支 部	支 部 長	副支部長	理				事				監 事	
香川 県	高 松	西岡 裕人	上枝 洋介 小林 芳弘	○ 寺竹 委三 佐藤 克哉 長山 泰久 岡 憲一郎	○ 石原 浩範 大隅 直人 岡田 隆行 山本 純	池見 融 松本 浩典 倉本 幸芳	川東 好 森川 泉 白川 尊大	愛染美智子 梅川 和哉					
	丸 亀	渡邊 洋一	高尾 太 秋山 千枝	高橋真貴子 塚本 秀和 小栗 崇史	峠 直樹 茅原 哲生 赤羽 明	近藤 知史 岩脇 浩美 松井 政行	大木 健司 谷川 卓生	後藤 修 向谷 寛					
	観 音 寺	石原 剛	田村 充代 浪越 吉則	高橋 健一	白井 孝幸	豊田 孝子	浮田 知希	岩田 洋季					
	坂 出	井上 緑	高嶋 淳司 遠藤 正幸	小松 真理 石井 清仁	横山 信朗 和田 拓馬	三谷 茂寿 川口 和秀	山城 高志 秋山 嘉之	亀山 定修 八木 弘城					
	長 尾	岡本 正雄	湊 正人 杉浦 要介	神崎 重之 岡田 知美	大内 幹永	筒井 忠行	松本 周	金川 幸二 久保 勝彦					
	土 庄	久川 博史	岡 英一	上谷 勉治				池本 隆一 加藤 靖雄					
愛媛 県	松 山	烏谷 紀興	都築 直美 井上 徳之	○ 森 孝軌 ○ 阿部 稔 ○ 武田 好日 三宅 英俊 三間屋 博 松本 浩伸 徳永 洋行	○ 武田 涼子 ○ 高橋 秀和 日野 智仁 和泉真紀夫 越智 聖 渡部 義行 福本 啓介	○ 毛利 修平 ○ 大森 健司 丹下真由美 中邨 勝之 井上 泰之 堀田 雄一	○ 高須賀 敦 ○ 扇山 博司 露口 昭男 中西 秀伸 佐々木良道 大西 寛明	菅野 博彦 大川 正純					
	今 治	相原 正樹	近藤 敏也 北岡 俊司 和田 信行	○ 黒川 泰伸 木原健二郎 矢野 都弘	○ 田坂 有祐 坂本 考弘 越智 章二	大塚 良幸 石丸加奈恵	白石 隆志 篠原 章仁	菅 浩一郎 石丸 克利					
	伊予西条	宮竹 和之	中西 秀樹 高井 真一	國廣 伴行 今井 太一	兼頭 昭義	矢野 浩之	塩出 康生	秋川 史朗 明比 秀樹					
	新 居 浜	伊東 省司	木根 茂見 渡部 賢治	牛神 宏子 山中 朗誉	妻鳥 貴史 飛田 晋吾	浮穴 和子	永易 明洋	今西 靖					
	伊予三島	大平 正樹	加地 将嘉 山内麻祐子	大久保宏茂 大西 邦子	石川 敏則 樋口 雄大	田野奈々重 西森 光輝	西原 弘記	西原 功 森 宏明					
	大 洲	菊池 敏則	二宮 務 矢野 啓文	池田 賢仁	二宮 剛	徳田 博紀	赤穂 英一	堀田 拓児					
	八 幡 浜	高鍋 勝彦	立花 貴	○ 和田 誉 二宮 立志	山田 和行 清水みゆき	古谷 佑一	高田 啓史	米澤 剛 加藤陽次郎					
	宇 和 島	中山 真司	二宮 裕臣	○ 山本 和義 赤松 茂重	宮崎 智之 藤井 博史	安達 三郎	古谷 恵莉	村田 八郎 本多 克字					
徳島 県	徳 島	檜谷 一俊	木村 晴夫 山下 健人 福山 正啓	○ 本田 隆亮 尾崎 憲市 下村 伴恵 遠山林 雅昭	○ 吉田 千枝 佐々木梨絵 千崎あゆみ 長岡 義典	○ 吉岡 確 佐竹 洋治 高尾 久 新見 弘子	海本 聖子 篠原江美 瀧川 聡司 西岡 慎一	濱口 恭一 岡部 直子					
	川 島	森 博則	平尾 芳夫 西岡 稔晴	○ 阿部 琢弥 河野 広之	玉井 静雄	坂野 哲也	三木 能弘	橘 由紀					
	阿 南	桑田 政信	原 直樹 中飯 和志	○ 吉積 祐介	○ 吉田 直樹	益田 順子	木下 高広	賀上 延啓 久保野正麗					
	鳴 門	井奥 清次	多田 正孝 落合 敬祐	○ 谷本 智 高畑 房生	稲井 友英	新宮 肇	三原 忍	田村 拓也 田中 里佳					
	脇 町 池 田	郷司 茂 藤本 誠司	篠原 啓司 阿部 義弘	吉田 克己 新田 文江	喜多 直樹 吉田 和利	秋田 耕三	篠原 貞雄	東谷 尚登 眞鍋 照夫					
高知 県	高 知	高芝 貴彦	市川 哲司 甲藤 晶	○ 佐々木敏雄 松岡 宣明 山崎 公亮 小川 博行 濱 孝幸	○ 川田 史衣 濱本健太郎 橋本 佐知 白石 明神 森沢 知佳	竹田 剛一 坂田 和子 池内 政仁 久保 幸司	安藤 建志 森本 倫光 結城 靖 岡本 友彦	西本 和男 門脇 正和					
	中 村	弘田 直平	福留 慎二	山下 章一		丸山 陽平		山崎 正友					
	南 国 安芸	三木 幸司 秋山 昌人	竹崎 和男 細川 芳邦	大峰 武揚 中島由記子				長山 洋一 須賀 永行					

○常任理事又は常務理事

◆◆四国税理士会県支部連合会役員一覧◆◆

県支部連合会	会 長	副 会 長	理 事			監 事
香 川 県	河上 幸市	上枝 洋介 堂崎 繁幸 岡田 知美	○ 西岡 裕人 ○ 井上 緑 ○ 寺竹 委三 高尾 太 湊 正人 宮川 誠二 石井 晶子 角崎 繁則	○ 渡邊 洋一 ○ 岡本 正雄 ○ 石原 浩範 浪越 吉則 岡 英一 多田 建司 植田 勝 秋山 嘉之	○ 石原 剛 ○ 久川 博史 小林 芳弘 高嶋 淳司 大西 央哲 尾上 幸男 岸上 善宣	浮田 知希 八木 弘城
愛 媛 県	河内 泉	烏谷 紀興 相原 正樹 高鍋 勝彦 藤本 康城	◎ 丹下真由美 ○ 松井 志郎 伊東 省司 中山 真司 毛利 修平 扇山 博司 渡部 賢治 和田 誉	◎ 井上 徳之 ○ 近藤 敏也 大平 正樹 森 孝軌 三間屋 博 北岡 俊司 加地 将嘉 二宮 裕臣	○ 新玉 明生 宮竹 和之 菊池 敏則 武田 涼子 阿部 稔 高井 真一 二宮 務	武田 聖司 高橋 学 土居 篤志
徳 島 県	岩佐 誠志	郷司 茂 檜谷 一俊 森 博則	○ 塚原 喬 吉積 祐介 榊本 久実 鍛 昌志 藤井 太資 大石 真紀 原 直樹 桑田 政信 阿部 義弘	○ 千崎あゆみ 逢坂 剛 福原 克欣 福山 正啓 松下 晃大 藤井 修 谷本 智 井奥 清次	栗本 新也 田村 拓也 新宮 肇 四宮 政史 吉田 誠 西岡 稔晴 喜多 直樹 藤本 誠司	岡部 直子 平尾 芳夫
高 知 県	金子 長彦	高芝 貴彦 三木 幸司	○ 佐々木敏雄 秋山 昌人 松岡 宣明 森本 倫光 種田 安秀 小川 博行 津野 久美 明神 美来	○ 川田 史衣 竹田 剛一 濱本健太郎 山崎 公亮 池内 政仁 白石 佐知 岡本 友彦 上野 浩	弘田 直平 安藤 建志 坂田 和子 橋本 峰人 結城 靖 久保 幸司 濱 孝幸	西本 和男 池田 博之

◎専務理事 ○常任理事又は常務理事



買物しました。
～席あり空調なし～

古谷 隆男
(高知)

オートバイを買いました。原付もいれたら18台目、大型オートバイで3台目。

「自動車の2台持ちはしんどいき、オートバイを買ってもかまんろう。」とかいろいろ理由をつけて説得したかいがあった。

平成の初め頃までは中古車を取っかえ引っかえして乗ったが、このところおとなしくしていた。運動は苦手でゴルフはしないし酒も飲みませんが、オートバイには乗ります。

1988年当時は教習所でとれる自動二輪免許は中型限定まで。排気量400CC以上のオートバイに乗るには、免許センターでの試験に合格しなければならなかった。11回目の受験でやっと合格して限定解除。免許取消にはなるまいと誓いました。

その頃買った山羊革のジャケット、まだなんとか着ることができる。腹部のラインが微妙ですが。牛革のパンツは、すでに処分。

履こうとしたら太もも周りのサイズが小さすぎ、ひざまで履くのがやっと。革が縮んだせいか。

最初の大型オートバイはCB750FB、前オーナーが900F用のオイルクーラーを装着。ヨシムラの集合管にオーリンズのリアサスで軽くドレスアップ。4気筒エンジンで安定感があったて乗りやすかった。次はドゥカティ900SS。空冷L型2気筒エンジンのデザインや音がよかった。トルクがあっという間の間にかスピードがあがっていた。

今回はCB1000R。不人気だったか、すでに生産は終了。4気筒エンジンはよく回って気持ちがいい。いわゆるジャパニーズスタンダードバイクというやつ。ギアチェンジは上下両方向のクイックシフターがあるので楽ちん。

この原稿を書きゆううちにオートバイに乗りとうなってきた。けんど外は暑いし熱中症警戒アラートもでちゃう。やっぱり乗るがはやめちょこ。(7月に書いています。)



働く皆様に将来の安心を。



で退職金。

「中退共」は中小企業のための
国の退職金制度です。

① 国の退職金制度！

掛金の一部を国が助成します。

② 外部積立型でラクラク管理！

管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は全額非課税でオトク！

節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。



詳しくはホームページ
をご覧ください。



賞味期限

瀧川 聡司
(徳島)

1分かな。原稿依頼をいただき、書いた原稿がどんな風に載るのか、過去の会報を見て感じた皆さんに読まれる時間。長くて1分と感じました。何を書こうか考えましたが、依頼を見ると、内容は「日常の生活環境に取材した感想文。ペースス、ウィット、ユーモアに富んだもの。」※写真も併せてお願いします。

ペーススという言葉に人生で初めて出会い、ググっても意味を十分に理解はできていません。たかが1分。されど1分。せっかくだから自分が日常生活でオススメできるものでも書きたいと思います。



ヨガがルーティンです。平日毎朝約15分ですが、動画を見ながら一人自宅で行ってから出勤しています。ヨガ教室も月1くらいで参加。こんな生活を約5年しています。しかし、苦手な前屈は床に手が届くか届かないくらいで、ほとんど上達していません。

5年もヨガしたら体柔らかそうとよく言われますが、そんな事はありません。けれども、風呂上がりのような気持ちよさがあり、伸びやストレッチが好きだったのでハマりました。ヨガ教室行くと男性は1割くらいで少ないですね。女性から変な目で見られるかもと考えたこともありましたが、純粋にヨガが好きという動機なら大丈夫だろうと思い切って行きました。一般の方でも驚くべきヨガポーズをする人がいます。あんなに伸びたら気持ちいいだろうなと思い、自分も自分のペースで取り組んでいます。

写真の外国人はインド人でマスタースダカーと言うらしいです。凄い人らしいですが、喋ってばかりで、実際のポーズは見たことはありません。ただ、しなやかそうな体つきではあります。最終目標は片岡鶴太郎クラスになることです。15分では物足りなくなる時が増えました。20分、30分と増やしてまだ見ぬ世界へ行きたいと思います。

さあ1分経ちましたかね。読まれた方が若干でも気分転換になれば幸いです。ありがとうございました。素敵な1日をお過ごし下さい。



会員異動

新入会員です。よろしくお願いします。
入会〈6月24日〉・・・東京会から転入



なかむら じゅん
中村 淳
支 部 高松支部
事務所 高松市松縄町
1087-3-2階
税理士法人Setup
電 話 087-880-0745
趣 味 旅行、散歩



7月の登録者に税理士証票を交付

入会〈7月23日〉・・・新入会員



かなざわ としひこ
金澤 利彦
支 部 鳴門支部
事務所 鳴門市撫養町斎田字東発
61-1
電 話 090-2890-3048
趣 味 将棋



ふじはし けいこ
藤橋 桂子
支 部 高知支部
事務所 高知県吾川郡いの町
天王北2-2-4
電 話 090-1699-2233
趣 味 旅行、美術展巡り



ひらた こうし
平田 光司
支 部 松山支部
事務所 松山市一番町2-5-14
丸菱ビル4階406号室
電 話 080-6901-1274
趣 味 旅行

会員相談室のご案内

各県の会員相談室をお気軽に、是非ご利用ください。8月（会報発行日以降）～10月の相談日等は下記のとおりです。

県	場 所	相 談 日 時		科 目	担当者
香 川	税理士会館 2F	10/9（木）	13時～17時	法人税 消費税 所得税	久保田 英俊
		9/11（木）		資産税	岡田 隆行
愛 媛	愛媛県税理士会館	9/5（金）・10/3（金）	13時 ～16時30分	法人税 消費税 所得税	大川 正純
		9/5（金）・10/17（金）		資産税	潮見 秀孝
		9/19（金）・10/3（金）			池田 康廣
徳 島	県連事務局	9/5（金）・9/26（金） 10/3（金）・10/17（金）	13時～16時	資産税	坂野 哲也
高 知	県連事務局	9/3（水）・10/1（水）	13時～16時	法人税 消費税	三本 聖典
		9/17（水）・10/15（水）		資産税	門田 克也

〈会員相談室を利用される方へのお願い〉

会員相談日以外の日において、相談員の事務所に直接連絡を行い相談をされる方がいるとの報告がありました。会員相談室をご利用される場合は、くれぐれも相談日を事前にご確認いただきますようお願いいたします。

※ 相談日等は変更となる場合がありますので、詳細は各県の事務局までお問い合わせください。

※ 上記相談日以外のご相談は、日本税務研究センターの会員相談室をご利用ください。

（受付時間・平日 10:00～11:45、13:00～14:45 TEL 03-3492-6016）

税理士の事務所所在地変更

氏 名	事務所所在地
高橋 秀和	愛媛県伊予郡砥部町宮内592-1
八木佐知子	高松市松縄町1087-3 2階 税理士法人Setup
岡本 友彦	高知市本宮町105-25 税理士法人岡本会計

訃 報

謹んでお悔やみ申し上げます

江村 光洋 先生（今治支部）

7月6日 71歳

大塚 弘信 先生（川島支部）

7月17日 78歳

平田 佳幸 先生（坂出支部）

7月22日 96歳

退会

（税理士法人会員）

〈6月12日〉税理士法人原田会計
（主たる事務所）〈6月13日〉税理士法人久次米税理士事務所
（主たる事務所）〈6月30日〉税理士法人すだち会計
富岡事務所（従たる事務所）

（業務廃止）

〈7月9日〉上村 慎二（高知支部）

〈7月10日〉松田 眞豪（阿南支部）

〈7月17日〉成松 三博（徳島支部）

〈7月18日〉和田 政也（松山支部）

〈7月23日〉河田 稔（高松支部）

四国税理士会 会員数

令和7年7月末現在

県 名	税理士会員	税理士法人会員		
		主	従	計
香 川	543	29	19	48
愛 媛	575	42	20	62
徳 島	295	24	13	37
高 知	239	10	5	15
合 計	1,652	105	57	162

※ 主は主たる事務所、従は従たる事務所



編 集 後 記

今年は短い梅雨で終わり、6月中旬から各地、猛暑となっております。この夏も暑い日が続いていますが、こまめな水分補給などの熱中症対策で夏を乗り切りましょう。

広報部では皆様方のご協力により会報を発行させていただいております。

今後とも広報部をどうぞよろしくお願いいたします。

（谷本）

協 同 組 合 情 報

◆◆◆ 全国税理士共栄会の社会貢献活動事業「全税共文化財団」からのお知らせ ◆◆◆



**全国税理士共栄会文化財団は
助成申請を募集しています**

ぜひ、ご推薦くださいますようご協力をお願いいたします

助成対象

地域における優れた芸術文化の振興に資する活動、技術の保存及び後継者育成などに努力している個人・団体

対象分野

① 芸術活動 ② 伝統芸能 ③ 伝統工芸技術 ④ 食文化

※特に伝統工芸技術及び食文化分野に携わる方がいらっしゃいましたら、ぜひご案内ください

助成金額

1件50万円を上限額とし、申請内容を審査の上、採否及び助成額を決定

申請期間

令和7年6月1日～10月31日(当日必着)

申請方法

文化財団ホームページから助成申請書をダウンロード、入力して提出

募集要領、過去の助成実績等については、
ホームページをご覧ください。



【全税共文化財団ホームページ】
<http://www.zenzeikyo.com/cata.html>

公益財団法人 全国税理士共栄会文化財団

全国税理士共栄会文化財団は
地域文化の振興をめざして、地域の優れた芸術文化活動に対し顕彰・助成を行っています

四国税理士共済会事業



税理士報酬専用商品

報酬口座振替システム

ご利用料金

項目	ご利用料金(別途消費税)
基本手数料(月額)	1契約(1振替日)につき 2,000円
委託手数料	請求1件につき 110円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

簡単で使いやすい

インターネットによるデータ入力で臨時報酬にも対応可能です。

報酬額に対する源泉税額・
消費税額の自動計算機能を搭載

振替日は8日、22日のどちらかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、
翌営業日に口座振替を行います。

NSS より朗報です

- 報酬口座振替システムを「ご利用中or新規ご加入」の事務所を対象とした『関係法人用一般Eタイプ』のお取扱いを開始！
- 会員が役員である「会計法人・コンサルティング」などの法人がご利用いただけます。
- 当商品は上記報酬口座振替システムと同じ割安な料金設定！【基本手数料 2,000円＋請求1口座につき 110円】

関与先さま向け

口座振替利用先紹介制度

- ご紹介先が口座振替をご利用いただいた場合は、会員さまに2万円の紹介手数料をお支払いいたします。
- ご利用開始3ヵ月目の請求口座数が100口座以上の場合、会員さまにさらに2万円の紹介手数料を追加支払いいたします。

ご利用料金

請求1回あたり	ご利用料金(別途消費税)
100口座未満の場合	7,500円＋35円×請求口座数
100口座以上の場合	110円×請求口座数

ご利用例

請求口座数	ご利用料金	1口座あたり
30	8,550円	285円
50	9,250円	185円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

このような業種の皆さまに
よくご利用いただいています！



介護・訪問看護



不動産・マンション管理



塾・教室・学校



スポーツクラブ



振替日は8日、22日、27日のいずれかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

資料のご請求はスマホでもOK！

※ご契約にあたって日本システム収納による所定の審査があります。

四国税理士共済会

制度運営者

〒760-0017 高松市番町2丁目7番12号
TEL (087) 823-2515

大同生命グループ

NSS 日本システム収納株式会社

大阪本店 〒564-8523 大阪府吹田市江坂町1-23-101 大同生命江坂ビル
TEL: 06-6386-8526

新規お問合せ専用フリーダイヤル



0120-700-676

フリーダイヤル

(平日9:00～12:00、13:00～17:00)

お問合せ先
〔委託先会社〕

日本システム収納

検索

税理士専用の口座振替サービス

税理士協同組合の

報酬自動支払制度



報酬自動支払制度は



**インボイス制度
対応**

**ネット受付口座振替サービス
開始!**



【ネット口座振サービスについて】

※本サービスはオプションです。※個人口座のみご利用可能です。
※対応金融機関など詳細はHPをご確認ください。

関与先様 1 件から利用可能

詳しい制度内容はホームページから!

“報酬自動支払制度”で 二次元コードから
アクセス

検索

または



報酬自動支払制度 検索 🔍

用途に応じて選べる2つのタイプ

振替管理型



少ない件数からの
利用をお考えの先生

基本料が無料なので気軽にご利用を
開始できます。

基本料 (振込手数料含む)

無料

口座振替請求手数料

335 円 / 件

売上管理型



請求・集金に関する
業務負担軽減を
お考えの先生

機能が充実し事務所の請求管理業務の
一部を自動化できます。

基本料 (振込手数料含む)

1,800 円 / 月

5 日と28 日両方の振替日をご利用
の場合、2,100 円 / 月となります。

口座振替請求手数料

240 円 / 件

※表示金額は消費税を含みません。

報酬自動支払制度のお問い合わせは

0120-155-551

関与先様の集金は **My 集金 NET**

集金業務でお悩みの関与先様をご紹介ください。

賃料・各種会費・購読料など

定期・不定期を問わず1件からサポートします。

My 集金 NETのお問い合わせは

03-3345-0890



税理士事務所と関与先を守る安心の補償

税理士職業賠償責任保険 加入のおすすめ

事故原因の多くは【うっかり】と【思い込み】

1年間*でお支払いした保険金

633件 23億7,167万4千円

※2023年7月1日～2024年6月30日

依頼者に損害を与えた場合に、賠償が可能であることが職業専門家としての要件とも言われています。

専門家責任を果たすための一つの手段として、加入をおすすめしています。

保険契約者(団体契約) 日本税理士会連合会

お問合せ先 (株)日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 5 階

電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907

<https://www.zeirishi-hoken.co.jp>



証ひょうはAI-OCR、 さらに銀行APIやCSVはAI仕訳。



預金通帳・証ひょう



銀行API



銀行・クレジットカードCSV

3つの仕訳生成機能で入力業務を大幅に削減！

新登場 AI-OCR_{PLUS} 仕訳入力システムTM

- 仕訳入力の大半を占める 預金通帳・証ひょう は読み取るだけで仕訳データを生成。
- 銀行API との連携で取引データを自動収集・仕訳生成。1,000社超の金融機関に対応。
- 銀行・クレジットカード取引の CSV も取り込むだけでAI仕訳。

— 入力業務削減は「JDL AI」。

JDL Liberty[®]



JDL AI[®]

AI-OCR_{PLUS} 仕訳入力システムTM

標準搭載



あっという間に仕訳が生成される様子を画面でご覧いただけます！



株式会社 日本デジタル研究所

本社／〒136-8640 東京都江東区新砂1-2-3 ☎03(5606)3111(大代表)
JDLホームページアドレス <https://www.jdl.co.jp/>

高松営業所／〒760-0017 高松市番町1-6-1(両備高松ビル3F) …… Tel.087-805-1521(代)

全国税理士共栄会だより

No.592
(2025年8月号)



未来に安心を

全税共の事業



円滑な事業承継等を実現する VIP大型総合保障制度

充実したプランで関与先を応援

- 経営者大型保険(集団扱定期保険)
- 経営者保険総合プラン
- 経営者スーパープラン

<募集保険会社>

朝日生命 第一生命 日本生命 ジブラルタ生命
明治安田生命 エヌエヌ生命 メットライフ生命
住友生命 SOMPOひまわり生命 アフラック
アクサ生命 富国生命 三井住友海上あいおい生命
オリックス生命 FWD生命

保険料は団体割引最大30%

- 団体所得補償保険(無事故戻し20%)
引受保険会社/損保ジャパン、東京海上日動火災
- 新・団体医療保険
引受保険会社/損保ジャパン
- 介護・がん補償保険
引受保険会社/東京海上日動火災
- ビジネスマスター・プラス(事業活動総合保険)
引受保険会社/損保ジャパン
- 個人賠償責任補償保険
引受保険会社/東京海上日動火災

税理士・事務所職員、関与先等関係者のための 全税共年金(拠出型企業年金保険)

公的年金の補完・老後の備えに

- 掛金は月々1万円から

生活設計に合わせて掛金を自由に設定できるため、無理なく無駄なく将来の設計ができます。

1口5千円、2口以上40口まで設定できる月払いに加え、一括払いもあります。

月払と一括払を組み合わせることで、より計画的な資産形成をすることが可能です。余裕資金の運用方法のひとつとしてご検討ください。(一括払は月払に比べ、積立金(脱退一時金額)が掛金累計額を早く上回ります。)

- 年金の受取方法は3種類

給付金請求時に次の3種類から選択できます。

- ① 10年確定年金
- ② 15年確定年金
- ③ 10年保証期間付終身年金

※年金に代えて一時金でも受取ることができます。

<取扱保険会社>

第一生命 日本生命 富国生命 住友生命 明治安田生命

キャンペーン予告

第40回記念

全国統一キャンペーン

期間
2025年
9月~11月

「VIP大型総合保障制度」「全税共年金」の拡販にご協力ください!

ご紹介頂く際には「関与先紹介カード」をご利用ください

本共栄会は各地の税理士協同組合と協力して、VIPの拡販を目的とした関与先紹介運動を進めています。紹介カードの詳細は所属の税理士協同組合に直接お問い合わせください。

税理士事務所を訪問する保険会社営業職員にあたたい対応をお願いいたします。

全国税理士共栄会

全税共の事業は、ホームページでご案内しています。

全税共

検索

東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4階 TEL 03(5740)8331(代) FAX 03(5740)8333

